

C

令和 4 年

第 4 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 120 号議案	浜松市小型自動車競走条例の一部改正について	5
第 121 号議案	浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について	6
第 122 号議案	当せん金付証票の発売について	9
第 123 号議案	工事請負契約締結について (浜松市天竜体育館大規模改修工事(建築工事))	10
第 124 号議案	有料道路「浜名湖新橋」の障害者特別割引措置の一部改正について	13
第 125 号議案	指定管理者の指定について (浜松復興記念館)	14
第 126 号議案	指定管理者の指定について (浜松市鴨江アートセンター、浜松市旧浜松銀行協会)	20
第 127 号議案	指定管理者の指定について (浜松市三ヶ日 B & G 海洋センター)	25
第 128 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜北障害者生活介護施設光の園)	30
第 129 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ふれあい交流センターいたや、浜松市ふれあい交流センター 萩原)	34
第 130 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ふれあい交流センター竜西ほか 2 施設)	38
第 131 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ふれあい交流センター湖東ほか 2 施設)	42
第 132 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ふれあい交流センター青龍ほか 2 施設)	46
第 133 号議案	指定管理者の指定について (浜松市勤労会館)	50
第 134 号議案	指定管理者の指定について (浜松市中沢墓園ほか 7 施設)	55
第 135 号議案	指定管理者の指定について (浜松市フルーツパーク)	59

第 136 号議案	指定管理者の指定について (遠州灘海浜公園(白羽地区、中田島中地区、江之島地区))	64
第 137 号議案	指定管理者の指定について (浜松市駐車場)	68
第 138 号議案	指定管理者の指定について (浜松市営住宅)	73
第 139 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立可新図書館、浜松市立はまゆう図書館)	82
第 140 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立舞阪図書館ほか2施設)	87

(第 120 号議案の説明資料)

産業振興課

浜松市小型自動車競走条例の一部改正について

(提案理由)

売上及び収益の向上を図るため、浜松市小型自動車競走場以外の小型自動車競走場を借り上げ、浜松市施行のレースを開催できるよう条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

小型自動車競走を行う競走場を「浜松市」小型自動車競走場から「小型自動車競走法第 6 条により設置された」小型自動車競走場とするものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行するものです。

浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について

(提案理由)

自転車等利用者の利便性向上に向け、既存の自転車等駐車場にそれぞれ小型自動二輪車を駐車することができるよう車両区分を変更するとともに、1つの駅に複数設置された自転車等駐車場の名称を定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 駐車できる車両区分の変更

区分	改正前	改正後
自転車	自転車	自転車
50cc 以下の原動機付自転車	原動機付自転車	原動機付自転車
<u>50cc を超え 125cc 以下の</u> <u>原動機付自転車（普通自動二輪車）</u>	自動二輪車	<u>小型自動二輪車</u>
<u>大型自動二輪車及び</u> <u>125cc 超の普通自動二輪車</u>		自動二輪車

2 駐車できる車両区分を変更する自転車等駐車場等

名称	自転車	原付 50cc 以下	小型 50cc 超 125cc 以下	自動二輪 125cc 超
上島駅北自転車等駐車場	○	○	<u>○</u>	-
曳馬駅東自転車等駐車場	○	○	<u>○</u>	-
助信駅東自転車等駐車場	○	○	<u>○</u>	-
天竜川駅北口東自転車等駐車場	○	○	<u>○</u>	<u>○</u>
天竜川駅北口西自転車等駐車場	○	○	<u>○</u>	-
天竜川駅南口東自転車等駐車場	○	○	<u>○</u>	<u>○</u>
天竜川駅南口西自転車等駐車場	○	○	<u>○</u>	-
舞阪駅南口東原付・自動二輪車駐車場	-	○	<u>○</u>	<u>○</u>
弁天島駅前自転車等駐車場	○	○	○	○
さぎの宮駅自転車等駐車場	○	○	<u>○</u>	-
西鹿島駅西自転車等駐車場	○	○	<u>○</u>	-
天竜二俣駅前自転車等駐車場	○	○	<u>○</u>	-
二俣本町駅自転車等駐車場	○	○	<u>○</u>	-

※改正による変更箇所は、下線が引かれた部分である。

3 1つの駅に複数設置された自転車等駐車場の名称を定めるもの

名称	改正前	改正後
天竜川駅	天竜川駅自転車等駐車場	天竜川駅南口東自転車等駐車場
		天竜川駅南口西自転車等駐車場
		天竜川駅北口東自転車等駐車場
		天竜川駅北口西自転車等駐車場
舞阪駅	舞阪駅南自転車等駐車場	舞阪駅南口東原付・自動二輪車駐車場
		舞阪駅南口西自転車駐車場
助信駅	助信駅自転車等駐車場	助信駅東自転車等駐車場
		助信駅西自転車駐車場
曳馬駅	-	曳馬駅東自転車等駐車場
		曳馬駅西自転車駐車場
上島駅	上島駅自転車等駐車場	上島駅東自転車駐車場
		上島駅西自転車駐車場
		上島駅北自転車等駐車場
岩水寺駅	岩水寺駅自転車等駐車場	岩水寺駅東自転車等駐車場
		岩水寺駅西自転車等駐車場

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の別表第2に規定する助信駅自転車等駐車場、上島駅自転車等駐車場、天竜川駅自転車等駐車場及び舞阪駅南自転車等駐車場並びに改正前の別表第3に規定する岩水寺駅自転車等駐車場に駐車されている自転車等（浜松市自転車等駐車場条例第7条第2項の規定により当該駐車場から撤去し、保管しているものを含む。）については、同条例第7条及び第8条の規定の例による措置及び費用の徴収を行うことができるとするものです。

(第 122 号議案の説明資料)

財政課

当せん金付証券の発売について

(提案理由)

当せん金付証券（宝くじ）の発売に関し、当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 5 年度の発売限度額について議決を求めるものです。

(内容)

令和 5 年度当せん金付証券発売の限度額 68 億円（令和 4 年度と同額）

限度額を上回る発売はできないため、発売見込額約 57 億円に売上増加対応分として約 11 億円を加えた 68 億円を限度額とするものです。

令和 5 年度の発売見込が限度額を上回る見込となった場合には、新たに限度額の議決が必要となります。

(第 123 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

工事請負契約締結について (浜松市天竜体育館大規模改修工事 (建築工事))

(提案理由)

天竜地域のスポーツ拠点施設である浜松市天竜体育館の長寿命化を図るため、大規模改修工事 (建築工事) について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・改修地 浜松市天竜区二俣町二俣 5 0 1 番地
- ・構造、規模 アリーナ棟：鉄骨造 平屋建
玄関棟既存：鉄筋コンクリート平屋建
玄関棟増築：鉄骨造平屋建 延床面積 1,346.28 m²
- ・改修後の機能 アリーナ、器具庫、男女更衣室 (新設)、授乳室 (新設)、管理室、
玄関・ホール、男女トイレ、多目的トイレ (増設)、
駐車場 20 台 (身体障害者用駐車場 1 台、思いやり駐車場 1 台含む)

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 6 年 1 月 31 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市天竜体育館大規模改修工事 (建築工事)	大規模改修工事一式 ・大規模改修工事 ・ユニバーサルデザイン化整備工事 ・改良保全工事 他	334,400,000 円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	浜松市中区 神田町 1522 番地 株式会社鈴木組 代表取締役 平野 治

(位置図)

名 称：浜松市天竜体育館

所在地：浜松市天竜区二俣町二俣501番地



(イメージ図)



有料道路「浜名湖新橋」の障害者特別割引措置の一部改正について

(提案理由)

有料道路「浜名湖新橋」における障害者利用者の利便性向上を図るための割引対象車両の拡大について、静岡県道路公社から道路整備特別措置法第 16 条第 1 項の規定に基づく有料道路事業の変更に係る同意の申請があったことに伴い、同法第 16 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要となることから、提案するものです。

(主な変更事項等)

1 割引対象要件の緩和

事前登録した自動車がやむを得ず使用できないなどの理由から、障害者割引の適用を受けられない障害者に配慮し、事前登録車両以外の車両による通行においても、割引の対象とするものです。

緩和対象となる車両は現行の登録車両の要件を基本とし、レンタカー、友人等が所有する車両、タクシー（介護タクシーを含む。）及び福祉有償運送車両を対象とするものです。（ただし、タクシー及び福祉有償運送車両については、介護者による運転が認められている場合に限る。）

2 障害者割引を受けるための手続きについて

身体障害者手帳及び療育手帳に必要事項を記載する手続の申込窓口について、社会福祉法第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）、当該事務所を設置していない町村のほかに、道路整備特別措置法第 2 条第 4 項に定める会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口を追加するものです。

(変更年月日)

令和 5 年 3 月 1 日

指定管理者の指定について (浜松復興記念館)

(提案理由)

浜松復興記念館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区利町 3 0 4 番地の 2

名 称：浜松復興記念館

2 指定管理者

所在地：浜松市中区常盤町 1 4 1 番地の 1 4

名 称：浜松復興記念館管理運営グループ

(代表者) 浜松市中区常盤町 1 4 1 番地の 1 4

特定非営利活動法人まちづくり戦略機構

理事長 齋藤 謙二

(構成員) 浜松市中区常盤町 1 4 1 番地の 1 4

株式会社旭ビジョン

代表取締役 鈴木 義雄

(構成員) 浜松市東区和田町 7 0 8 番地の 1

東海ビル管理株式会社

代表取締役 高橋 一博

(構成員) 浜松市南区本郷町 1 3 3 3 番地の 2

一般社団法人浜松市戦没者追悼平和推進協会

理事長 飯田 末夫

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

代表者の特定非営利活動法人まちづくり戦略機構がこれまでの受託実績を基に、主として施設の管理運営総括を担当し、構成員の東海ビル管理株式会社が施設管理を、株式会社旭ビジョンが広報・宣伝を担当する。また、新たに加わる一般社団法人浜松市戦没者追悼平和推進協会が語り部活動などの事業を実施することにより、戦前、戦後の市民生活や文化など後世に伝える拠点として、それぞれが培ってきたノウハウや多彩な人的ネットワーク等を結集することで、確実な指定管理を実施する。

(2) 概要

代表者	<p><u>特定非営利活動法人まちづくり戦略機構</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：平成27年3月2日・ 設立目的：市民やボランティア団体、企業などと協働して浜松市域において育まれてきた歴史、文化、産業を次世代に継承していくとともに、浜松市を中心とした東海地方における文化・産業等のグローバル化の促進に関わる人材、企業、各種団体に対して支援・提案を行い、企業の積極的な社会貢献活動の参画をはじめ、社会変革を推進するための世界へ羽ばたく起業家や人材の育成に関する事業や地域文化振興事業等を通し、産業と文化が調和し、新しい価値を創造する社会の実現を図り、もって、持続的に発展する市民社会の推進に寄与することを目的とする。・ 事業内容：①生涯学習に関する講座の開催 ②中心市街地の活性化施策に関する調査・研究・提案 ③公共施設利用の活性化に向けた調査・研究・提言及び指定管理の受託 ほか
構成員	<p><u>株式会社旭ビジョン</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：平成4年10月16日・ 資 本 金：1,000万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①新聞・テレビ・ラジオ・交通・屋外広告等一切の代理業務 ②各種印刷物の制作一切の業務 ③建物、施設の運営管理事業 ほか

<p>構成員</p>	<p><u>東海ビル管理株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設 立：昭和53年9月1日 ・ 資 本 金：1,000万円 ・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・ 事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務 ③指定管理事業 ほか
<p>構成員</p>	<p><u>一般社団法人浜松市戦没者追悼平和推進協会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立：令和4年5月30日 ・ 設立目的：戦争のない恒久的な平和な世界の実現に向け、先の大戦において後世に伝える貴重な資料収集をはじめ、平和活動を行う人材の開発・育成や平和活動の各種事業などを行うことにより、平和で豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。 ・ 事業内容：①戦争と平和に関する資料収集・展示 ②浜松市戦災遺族会及び浜松市戦災遺族会等の団体の活動支援 ③指定管理事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・浜松復興記念館管理運営グループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>中区指定管理者選定会議</p> <p>(1) 選定会議の構成</p> <p>議長：高橋 直美 浜松市中区長</p> <p>委員：小田切 峰二 浜松市中区副区長</p> <p>委員：加藤 元一 浜松市中区まちづくり推進課長</p> <p>委員：山本 武（第三者委員＝企業経営者）</p> <p>委員：稲垣 佐登史（第三者委員＝中区自治会連合会監事）</p> <p>委員：笠原 匡（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時 令和4年9月1日（木） 午後1時00分～午後3時00分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和4年9月1日（木）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・現指定管理者として、当施設を運営する中で見えてきた課題に対し、具体的な対策が提案されている。 ・地域で活動する浜松市戦災遺族会等の団体との協力体制を確立しており、今後もエリアを広げながらさらに発展させていくことが期待される。 ・構成員に、新たに一般社団法人浜松市戦没者追悼平和推進協会が加わったことによる事業実施や新たな連携について、後世に伝える役割を期待している。

3 提案概要と評価内容

浜松復興記念館管理運営グループ													
提案概要	<p>①「語り部」による施設ガイドを新たに導入し、来館者の増加を狙う。語り部の確保が課題となっているため、「語り部育成講座」を開催し、施設内でのガイドボランティア育成に努める。</p> <p>②貸館の利用率向上に向け、利用料金の見直しや利用ニーズに合わせた利用時間・閉館日利用に柔軟に対応していく。</p> <p>③誰もが参加できる環境づくりに向け、特別支援学校の生徒のインターンシップの場を提供し、障がい者の方の社会進出のきっかけづくりに寄与していく。また、障がい者や高齢者等への窓口サービスを整備するため、様々な障害への理解を深める研修や訓練を実施し、適切なアプローチ・プロセスを職員全員が身に付けるように努める。</p> <p>④利用者の公平性を確保するため、施設利用、事業参加について公平で利便性を重視した仕組みを確立する。情報の提供とそのアクセス方法を広く公平に対応していくため、ホームページを整備することで市内外の方々に気軽に情報を取得できる体制を整えるとともに、ホームページを閲覧できない方のためには、施設内での告示や広報誌、各種媒体を使って情報を発信していく。さらに、全職員が公平な利用者への対応ができるように、「接遇マニュアル」の作成と、定期的な「接遇研修」を実施する。</p> <p>⑤地元自治会が実施する地域イベントに積極的に参加し、地域コミュニティ活動拠点としての役割を果たしていく。</p>												
提案金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(令和5年度)</td> <td style="text-align: right;">13,098,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和6年度)</td> <td style="text-align: right;">13,098,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和7年度)</td> <td style="text-align: right;">13,098,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和8年度)</td> <td style="text-align: right;">13,098,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和9年度)</td> <td style="text-align: right;">13,098,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;"><u>65,490,000円</u></td> </tr> </table>	(令和5年度)	13,098,000円	(令和6年度)	13,098,000円	(令和7年度)	13,098,000円	(令和8年度)	13,098,000円	(令和9年度)	13,098,000円	合計	<u>65,490,000円</u>
(令和5年度)	13,098,000円												
(令和6年度)	13,098,000円												
(令和7年度)	13,098,000円												
(令和8年度)	13,098,000円												
(令和9年度)	13,098,000円												
合計	<u>65,490,000円</u>												
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・常に時代の流れや新しい視点で施設を運営していく気構えを提案書、プレゼンテーションから感じられた。 ・戦争からの復興を伝えるという施設の目的をよく理解した上で、市の施策に沿ったものとなっている。 ・市民サービスの向上について、とても充実した提案になっていると思う。 ・新たに障がい者のインターンシップの受け入れを計画する等、従前に縛られない取組みは是非実施していただきたい。 ・構成団体に、新たに浜松市戦没者追悼平和推進協会が加わったことによる事業実施に期待する。 ・語り部の会との新たな連携について、後世に伝える役割を期待している。 												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		浜松復興記念館 管理運営グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 6.0 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	5	4.5
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	4.3
小 計	10	8.8
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 27.6 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	8	6.0
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	7	5.6
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	6	4.7
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.5
(5) 市民サービスの向上（独創性）	7	6.0
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	6	4.4
(7) 平等利用（平等性）	6	4.5
小 計	46	35.7
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.8 点以上）		
(1) 団体の人的・物的・財政的能力（経営の健全性）	6	4.8
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	6	5.0
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	6	5.0
小 計	18	14.8
4 活動拠点に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.0
小 計	4	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.3
小 計	10	7.3
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額}-\text{提案額}}{\text{上限額}-\text{下限額}} \times \text{配点}$	12	0.0
小 計	12	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		0.8
合 計	100	70.4

指定管理者の指定について(浜松市鴨江アートセンター、浜松市旧浜松銀行協会)

(提案理由)

浜松市鴨江アートセンター及び浜松市旧浜松銀行協会の指定管理者について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中区鴨江町1番地	浜松市鴨江アートセンター
浜松市中区栄町3番地の1	浜松市旧浜松銀行協会

2 指定管理者

所在地：浜松市中区中央二丁目1番1号 静岡文化芸術大学片山泰輔研修室内

名称：浜松創造都市協議会・東海ビル管理グループ

(代表者) 浜松市中区中央二丁目1番1号

静岡文化芸術大学片山泰輔研修室内

一般社団法人浜松創造都市協議会 代表理事 片山 泰輔

(構成員) 浜松市東区和田町708番地の1

東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

浜松市が創造都市として発展するための各種事業を行い、文化政策・アートマネジメント実務者や研究者など幅広いネットワークを持つ代表法人と、多くの公共施設管理運営による経験・ノウハウを有する総合管理企業が、それぞれの強みを活かし、更なる市民の文化芸術活動の発展を目指す。

(2) 概要

代表者	<u>一般社団法人浜松創造都市協議会</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：平成23年3月22日・ 設立目的：浜松市及び諸都市が創造都市として発展するための環境整備を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。・ 事業内容：①創造的人材が日常的に交流を行い知的で創造的な刺激を受ける創造的拠点の形成 ②浜松市及び諸都市における創造都市を実現するために必要な調査研究 ③浜松市及び諸都市における創造的人材の集積と交流に寄与する自主事業及び共催事業 ほか
構成員	<u>東海ビル管理株式会社</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和53年9月1日・ 資 本 金：1,000万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務 ③指定管理事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・浜松創造都市協議会・東海ビル管理グループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会）</p> <p>(1) 選定会議の構成</p> <p>議長：金子 哲也 浜松市市民部次長</p> <p>委員：新谷 直幸 浜松市市民部参事</p> <p>委員：鈴木 一有 浜松市創造都市・文化振興課 生涯学習担当課長</p> <p>委員：松井 由和 浜松市スポーツ振興課 スポーツコミッション推進担当課長</p> <p>委員：田中 啓（第三者委員＝静岡文化芸術大学教授）</p> <p>委員：下位 桂子（第三者委員＝元浜松市社会教育委員会 委員長）</p> <p>委員：鈴木 真佐雄（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡 協議会副会長）</p> <p>委員：鈴木 公達（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時 令和4年8月26日（金） 午後1時00分～午後4時15分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和4年8月26日（金）実施</p>
(4) 選定理由	<p>・施設の設置目的や特性を踏まえ、共同事業体それぞれの強みを活かした事業提案であることが評価され、指定管理者として適任であると認め選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

浜松創造都市協議会・東海ビル管理グループ	
提案概要	<p>①現指定管理期間で経験や実績を積んだ人員の配置計画、共同事業体構成員それぞれの得意分野を分担する組織体制。</p> <p>②市内における文化芸術活動の拠点となる事業計画。</p>
提案金額	<p>(令和5年度) 35,900,000円</p> <p>(令和6年度) 35,900,000円</p> <p>(令和7年度) 35,900,000円</p> <p>(令和8年度) 35,900,000円</p> <p>(令和9年度) 35,900,000円</p> <p>合計 <u>179,500,000円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現指定管理者である経験や実績、共同事業体構成員それぞれの専門的なノウハウを活かした施設管理への提案のほか、共同事業体構成員が互いに協力をし、施設運営を行っていく組織体制が提案されており評価できる。 ・本施設の設置目的のほかに、浜松市文化振興ビジョンに掲げる施設が担う役割をしっかりと理解し、独自性の高い事業内容が提案されており評価できる。 ・現指定管理期間中においても、文化芸術に関する深い知見と情熱を持って施設の管理運営を行っており、引き続き適正な施設の維持管理が行われることを期待している。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			浜松創造都市協議会・東海ビル管理グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）			
(1)	施設の性格や目的の理解	4	3.3
(2)	提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.1
小 計		8	6.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.8 点以上）			
(1)	事業の具体的取組み方	9	7.7
(2)	施設の運営体制・職員の配置	8	6.1
(3)	適正な管理・モニタリング	6	4.4
(4)	安全管理・緊急時への対応	5	3.6
(5)	市民サービスの向上	9	7.0
(6)	環境への配慮	3	2.0
(7)	障がい者等への配慮	3	2.3
(8)	平等利用	5	3.6
小 計		48	36.7
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.0 点以上）			
(1)	団体の人的・財政的能力	5	3.4
(2)	施設の運営実績	4	3.1
(3)	団体の地域貢献	6	4.8
小 計		15	11.3
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1)	浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2)	各種認定等の有無	1	0.3
小 計		4	3.3
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）			
収支計画の妥当性		10	7.2
小 計		10	7.2
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		15	0.0
小 計		15	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.2
合 計		100	66.1

(第 127 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

指定管理者の指定について (浜松市三ヶ日 B & G 海洋センター)

(提案理由)

浜松市三ヶ日 B & G 海洋センターの指定管理者について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市北区三ヶ日町都筑 3 1 1 6 番地の 2 4

名 称：浜松市三ヶ日 B & G 海洋センター

2 指定管理者

所在地：東京都千代田区神田駿河台三丁目 3 番地 4

名 称：三幸・スポーツマックス共同事業体

(代表者) 東京都千代田区神田駿河台三丁目 3 番地 4

三幸株式会社 代表取締役 橋本 有史

(構成員) 愛知県名古屋市長区池上台二丁目 3 7 番地 1

株式会社スポーツマックス 代表取締役 兵藤 大二郎

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

全国の多数の施設で指定管理者としての実績がある代表団体と、スポーツ事業の企画・運営等の専門ノウハウを有している構成団体とが共同事業体を構成し、利用者の増加及びより安全で魅力ある施設にしていくことを目的として効率的な管理運営を行うため。

(2) 概要

代表者	<u>三幸株式会社</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和30年4月22日・ 資 本 金：1億円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①ビルメンテナンス業務の経営に関するコンサルティング ②建物の総合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負 ③造園、緑化工事及び同管理の請負並びに道路、公園等屋外施設の清掃業務 ほか
構成員	<u>株式会社スポーツマックス</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和61年4月1日・ 資 本 金：1,000万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①各種スポーツクラブの企画及び運営に関する受託業務 ②各種スポーツ施設の設計及び監理 ③各種スポーツクラブの経営 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・三幸・スポーツマックス共同事業体（候補者）
(3) 選定会議	<p>北区指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：石田 義和 浜松市北区長</p> <p>副委員長：堤 信弘 浜松市北区副区長兼区振興課長</p> <p>委員：中井 真澄 浜松市北区まちづくり推進課長</p> <p>委員：藤野 正彦 浜松市北区社会福祉課長</p> <p>委員：竹下 一志（第三者委員＝元小学校長、民生・児童委員）</p> <p>委員：河村 壽子（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡協議会副会長）</p> <p>委員：吉武 久子（第三者委員＝施設利用者）</p> <p>委員：伊藤 篤史（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時 令和4年9月2日（金） 午後1時00分～午後2時17分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和4年9月2日（金）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営管理方針を理解し、現指定管理者としての経験、実績を活かして、利用者の安全及び適正な施設運営を考慮した提案がされている。 ・施設管理及び自主事業について、双方を得意分野とする事業者で構成された共同事業体は、施設管理業務の効率的かつ効果的な運営が期待できる。 ・特に自主事業においては新たな事業を提案し、利用者拡大に繋がる取り組みを行うなど、市民サービスの向上や市民の健康増進に寄与する提案がなされている。 ・経営面においても、自主事業の充実による利用者の増加及び安定した収支が期待できる。 ・以上の点を評価し、適切な管理運営が期待できることから指定管理者として選定した。

3 提案概要と評価内容

三幸・スポーツマックス共同事業体													
提案概要	<p>①全国の多数の施設で指定管理者としての実績があり、また現状を把握している現指定管理者である代表団体と、スポーツ事業の企画・運営等の専門ノウハウを有している構成団体との共同事業体により、利用者の増加及びより安全で魅力ある施設にしていくことを目的として効率的な管理運営を行う。</p> <p>②プールの安全管理を徹底した職員配置や、様々な業務の実施が可能なマルチスタッフを育成するなど、安心・安全な実施体制を継続していく。</p> <p>③施設の利用促進につなげるため、現在ある自主事業に加え、小学生夏休み短期水泳教室やプライベートレッスンなど新規自主事業が計画されている。また、こども水泳教室においてマルチスイミングを導入し、様々な水中指導を取り入れていく。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している現状から、サービス向上策や自主事業、広報活動等の実施により、毎年増加させていく計画をしている。</p>												
提案金額	<table> <tbody> <tr> <td>(令和5年度)</td> <td>32,264,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和6年度)</td> <td>32,333,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和7年度)</td> <td>32,054,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和8年度)</td> <td>32,275,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和9年度)</td> <td>32,343,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>161,269,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	(令和5年度)	32,264,000円	(令和6年度)	32,333,000円	(令和7年度)	32,054,000円	(令和8年度)	32,275,000円	(令和9年度)	32,343,000円	合計	<u>161,269,000円</u>
(令和5年度)	32,264,000円												
(令和6年度)	32,333,000円												
(令和7年度)	32,054,000円												
(令和8年度)	32,275,000円												
(令和9年度)	32,343,000円												
合計	<u>161,269,000円</u>												
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理及び自主事業について、双方を得意分野とする事業者で構成された共同事業体は、施設管理業務を効率的かつ効果的に運営できることが期待できる。 スポーツマックスのノウハウを活かし、より充実した講座の開催が期待できるとともに、新たな自主事業の提案により利用者拡大に繋がる取り組みを行うなど、市民サービスの向上や市民の健康増進に寄与する提案がなされている。 優良企業であること、運営の基盤が安定し、また全国で多くの施設の指定管理をしていることは、安心できると評価された。 経営面において、自主事業の充実による利用者の増加及び安定した収支が期待できる。 												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		三幸・スポーツマックス共同事業体
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.8点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.3
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.2
小計	8	6.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点31.8点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	4	3.2
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	8	5.9
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	8	6.5
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8	5.6
(5) 市民サービスの向上・利用促進（利用満足度）	8	6.7
(6) 自主事業（独創性）	9	8.0
(7) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.3
(8) 平等利用（平等性）	3	1.9
小計	53	41.1
3 指定管理者に関する項目（合格点11.4点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	4.2
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.1
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	9	6.6
小計	19	14.9
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	1.7
(2) 各種認定等の有無	1	0
小計	4	1.7
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点3.6点以上）		
収支計画の妥当性	6	4.7
小計	6	4.7
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0.2
小計	10	0.2
合計	100	69.1

指定管理者の指定について（浜松市浜北障害者生活介護施設光の園）

(提案理由)

浜松市浜北障害者生活介護施設光の園の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市浜北区小松 3 2 3 6 番地の 1	浜松市浜北障害者生活介護施設光の園

2 指定管理者

所在地：浜松市中区成子町 1 4 0 番地の 8

名 称：社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 会長 寺田 賢次

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

- ・設 立：昭和 42 年 3 月 15 日
- ・資産の総額：15 億 908 万 3,050 円
- ・設 立 目 的：浜松市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- ・事 業 内 容：①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（候補者）
(3) 選定会議	<p>健康福祉部指定管理者選定会議</p> <p>(1) 選定会議の構成</p> <p>委員長：山下 昭一 浜松市健康福祉部長【欠席】</p> <p>副委員長：渡辺 貴史 浜松市健康福祉部次長</p> <p>委員：恒川 浩章 浜松市高齢者福祉課長</p> <p>委員：久保田 尚宏 浜松市障害保健福祉課長</p> <p>委員：谷 哲夫（第三者委員＝聖隷クリストファー大学教授）</p> <p>委員：松井 章子（第三者委員＝浜松市浜松手をつなぐ育成会副会長）</p> <p>委員：幸田 享子（第三者委員＝老人クラブ連合会副会長）</p> <p>委員：五日市 一弥（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時 令和4年8月30日（火） 午後2時00分～午後5時10分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和4年8月30日（火）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公募したところ1件の応募があり、健康福祉部指定管理者選定会議において審査したところ、候補者は施設の性格や設置目的を十分に理解したうえで具体的な事業内容を提案しており、評価できるものであった。総合評価得点も指定管理者候補にふさわしいものであった。 ・特に、利用者側に立ったサービス内容や、利用者への必要に応じた誤嚥対応など安全管理体制、充実したサービスを提供するための職員体制についてなどの提案がなされている点を評価した。 ・候補者は当該施設設立当初から管理運営に携わってきた実績があり、今後も、適切な管理運営が期待できることから、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会を指定管理者として選定した。

3 提案概要と評価内容

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	
提案概要	<p>①家庭的雰囲気の中で、利用者が住み慣れた地域で生活していくための支援をしていくことを指針とし、利用者の意向や障がいの特性等を踏まえた支援計画を作成し、自立した日常・社会生活を営むことができるよう支援を行う。</p> <p>②地域や関係機関、福祉団体等との連携を深め、開かれた施設づくりに努める。</p>
提案金額	<p>0円</p> <p>※施設の管理に関する費用はすべて利用料金で賄うこととするため、指定管理料の提案はない。</p>
評価内容	<p>①施設の性格や設置目的を十分に理解している。</p> <p>②利用者側に立ったサービス内容や、利用者への必要に応じた誤嚥対応など安全管理体制、充実したサービスを提供するための職員体制についてなどの提案しており、評価できる。</p> <p>③地域との結び付きを重視し、地域住民や関係機関との連携を深める提案がなされている。また、施設設立当初から運営に携わってきた実績があるため、近隣住民や施設との連携もとれており地域に根差した施設運営が期待できる。</p>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		社会福祉法人 浜松市社会福 祉協議会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）		
(1) 施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や運営方針を持っているか。	4	3.1
(2) 施設の効用を十分に発揮でき、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。	4	3.1
小 計	8	6.2
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 37.8 点以上）		
(1) 定員を満たす施設利用者数の維持やサービスの質を維持・向上するための実施可能な提案があるか。	9	7.1
(2) 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。施設の管理運営にあたる人員の配置は適切であるか。職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。	9	6.9
(3) 業務従事者の労働環境や利用者の個人情報保護など適正な管理・継続監視の実施について提案がされているか。	9	6.9
(4) 安全管理・緊急時への対応は十分に整備されているか。	9	6.3
(5) 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。	9	7.1
(6) 利用者への情報提供や施設の設置目的に沿った情報発信に関する効果的な提案があるか。	9	7.1
(7) 障がい者雇用に対する提案があるか。省エネ、環境負担の軽減に配慮しているか。廃棄物等は適切な処理がされているか。	9	6.7
小 計	63	48.1
3 指定管理者に関する項目（合格点 9 点以上）		
(1) 団体の財政能力は健全なものか。	5	3.6
(2) 団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。	5	3.9
(3) 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。	5	3.7
小 計	15	11.2
4 活動拠点に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置いているか。	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.0
小 計	4	3.0
5 収支計画に関する項目（1）（合格点 6 点以上）		
指定管理に係る収支計画は妥当であり、実現可能な提案であるか。	10	7.4
小 計	10	7.4
現指定期間の実績に基づく加減点	+2.5%	1.9
合 計	100	77.8

指定管理者の指定について（浜松市ふれあい交流センターいたや、浜松市ふれあい交流センター萩原）

(提案理由)

浜松市ふれあい交流センターいたや、浜松市ふれあい交流センター萩原の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中区板屋町 5 9 6 番地	浜松市ふれあい交流センターいたや
浜松市北区初生町 1 番地	浜松市ふれあい交流センター萩原

2 指定管理者

所在地：浜松市中区成子町 1 4 0 番地の 8

名 称：社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 会長 寺田 賢次

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

- ・設 立：昭和 42 年 3 月 15 日
- ・資産の総額：15 億 908 万 3,050 円
- ・設 立 目 的：浜松市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する事業の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- ・事 業 内 容：
 - ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ・浜松市ふれあい交流センターの事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（候補者）
(3) 選定会議	健康福祉部指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長 山下 昭一（浜松市健康福祉部長）【欠席】 副委員長 渡辺 貴史（浜松市健康福祉部次長兼福祉総務課長） 委員 恒川 浩章（浜松市健康福祉部高齢者福祉課長） 委員 久保田 尚宏（浜松市健康福祉部障害保健福祉課長） 委員 谷 哲夫（第三者委員＝聖隷クリストファー大学教授） 委員 松井 章子（第三者委員＝浜松市浜松手をつなぐ育成会副会長） 委員 幸田 享子（第三者委員＝老人クラブ連合会副会長） 委員 五日市 一弥（第三者委員＝税理士） (2) 審査日時 令和4年8月30日（火）午後2時00分～5時10分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和4年8月30日（火）実施
(4) 選定理由	<p>公募したところ、1件の応募があり、健康福祉部指定管理者選定会議において審査の結果、提案は選定基準を満たすものであった。</p> <p>過去の実績に基づいた事業提案であり、事業執行や管理運営を確実に行うことができるものとなっている。</p> <p>団体の特性を生かし、福祉や健康に関する専門的知識を持った人材や、ボランティアを活用した事業提案が評価された。</p> <p>また、適正な経理が行われており、収支計画が妥当であることから選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	
提案概要	<p>①利用者に健康増進、教養、趣味の向上のための講座やレクリエーションの場を提供することで高齢者及び子育ての世代の積極的な社会参加を支援する。</p> <p>②これまで培ったノウハウや専門的知識を最大限活用して効果的に施設を管理運営する。</p> <p>③積極的にボランティアを募集するなど多くの地域住民が関わる活動を展開する。</p>
提案金額	<p>(令和5年度) 43,324,000円</p> <p>(令和6年度) 43,324,000円</p> <p>(令和7年度) 43,324,000円</p> <p>合計 129,972,000円</p>
評価内容	<p>指定管理者選定基準における評価項目のうち、評価が高かった項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の具体的取り組み方 ・団体の物的・財政的能力（経営の健全性） ・施設の運営実績（団体の能力） ・団体の地域貢献（地域の活性化） ・浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと <p>過去の実績に基づいた事業提案であり、事業執行や管理運営を確実に行うことができるものとなっている。</p> <p>団体の特性を生かし、福祉や健康に関する専門的知識を持った人材や、ボランティアを活用した事業提案が評価された。</p> <p>また、適正な経理が行われており、収支計画が妥当であることから選定した。</p>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		社会福祉法人 浜松市社会福 祉協議会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.8点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	2.8
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	2.6
小 計	8	5.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点27.6点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	6	4.3
(2) 施設の運営体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	6	4.1
(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	6	4.3
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	3.9
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	12	8.7
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.2
(7) 平等利用（平等性）	5	3.6
小 計	46	32.1
3 指定管理者に関する項目（合格点7.2点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	4	2.8
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	4	3.1
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	4	3.2
小 計	12	9.1
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.0
小 計	4	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点6.0点以上）		
収支計画の妥当性	10	6.8
小 計	10	6.8
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	20	0.0
小 計	20	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		1.4
合 計	100	57.8

指定管理者の指定について（浜松市ふれあい交流センター竜西ほか 2 施設）

(提案理由)

浜松市ふれあい交流センター竜西ほか 2 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市東区中郡町 6 8 4 番地の 1	浜松市ふれあい交流センター竜西
浜松市浜北区小林 1 2 7 2 番地の 1	浜松市ふれあい交流センター浜北
浜松市浜北区小林 1 2 7 2 番地の 1	浜松市浜北社会福祉会館

2 指定管理者

所在地：浜松市東区丸塚町 1 6 9 番地

名 称：株式会社ヤタロー 代表取締役 中村伸宏

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

株式会社ヤタロー

- ・設立：昭和23年8月23日
- ・資本金：1,200万円
- ・設立目的：①パン類及び洋菓子、和菓子の製造販売
②飲食店営業
③飲料水の販売
④労働者派遣事業
⑤受託施設の運営管理
⑥前各号に附帯する一切の事業
- ・事業内容：①生産・販売・営業に関する事業
②公共施設の管理運営事業
③観光事業
④フードビジネス事業（学校・会社等の食堂運営）
⑤学校給食事業
⑥その他

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・株式会社ヤタロー（候補者）
(3) 選定会議	健康福祉部指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長 山下 昭一（浜松市健康福祉部長） 副委員長 渡辺 貴史（浜松市健康福祉部次長兼福祉総務課長） 委員 恒川 浩章（浜松市健康福祉部高齢者福祉課長） 委員 久保田 尚宏（浜松市健康福祉部障害保健福祉課長） 委員 谷 哲夫（第三者委員＝聖隷クリストファー大学教授） 委員 松井 章子（第三者委員＝浜松市浜松手をつなぐ育成会副会長） 委員 幸田 享子（第三者委員＝老人クラブ連合会副会長） 委員 五日市 一弥（第三者委員＝税理士） (2) 審査日時 令和4年8月30日（火）午後2時00分～5時10分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和4年8月30日（火）実施

(4) 選定理由	<p>公募したところ、1件の応募があり、健康福祉部指定管理者選定会議において審査の結果、提案は選定基準を満たすものであった。</p> <p>施設の性質や事業の目的を正しく捉えており、特に子育て世代を対象とした新しい取組を具体的に提案し地域と積極的に交流しながら事業実施していく姿勢が評価された。</p> <p>また、過去の実績があり、安定した運営が期待できることから選定した。</p>
----------	--

3 提案概要と評価内容

	株式会社ヤタロー
提案概要	<p>①「地域とともに世代を超えた人々がやさしく、たのしく、つながる場所を目指す」をコンセプトに、子ども、子育て世代、高齢者のそれぞれに働きかけ、世代間交流を創出していく。</p> <p>②地域に積極的に参画し、信頼関係を構築しながら地域の課題を地域と一体になりながら解決していく。</p> <p>③利用者の声を大切にし、サービスの質の向上に努めるとともに、安全・安心・防災に力を入れた施設運営を実施する。</p>
提案金額	<p>(令和5年度) 58,000,000円</p> <p>(令和6年度) 58,000,000円</p> <p>(令和7年度) 58,000,000円</p> <p>合計 174,000,000円</p>
評価内容	<p>指定管理者選定基準における評価項目のうち評価が高かった項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の具体的取り組み方 ・市民サービスの向上・自主事業 ・団体の物的・財政的能力（経営の健全性） ・団体の地域貢献（地域の活性化） ・浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと <p>施設の性質や事業の目的を正しく捉え、子どもから高齢者の各世代に応じた働きかけや、イベント・講座等の提案がされていること、特に子育て世代を対象とした新しい取組を具体的に提案し地域と積極的に交流しながら事業実施していく姿勢が評価された。</p> <p>また、これまでの当該施設や類似施設での実績を踏まえ、安定した運営が期待できる。</p>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		株式会社 ヤタロー
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.8点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.2
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	3.2
小 計	8	6.4
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点27.6点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	6	4.8
(2) 施設の運営体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	6	4.8
(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	6	4.5
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.2
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	12	10.4
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.3
(7) 平等利用（平等性）	5	3.5
小 計	46	35.5
3 指定管理者に関する項目（合格点7.2点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	4	3.2
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	4	3.0
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	4	3.3
小 計	12	9.5
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.6
小 計	4	3.6
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点6.0点以上）		
収支計画の妥当性	10	6.6
小 計	10	6.6
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	20	0.8
小 計	20	0.8
現指定期間の実績に基づく加減点		1.6
合 計	100	64.0

指定管理者の指定について（浜松市ふれあい交流センター湖東ほか 2 施設）

(提案理由)

浜松市ふれあい交流センター湖東ほか 2 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市西区和地町 1 8 3 3 番地の 1	浜松市ふれあい交流センター湖東
浜松市西区馬郡町 3 8 0 5 番地の 1	浜松市ふれあい交流センター湖南
浜松市西区舞阪町弁天島 2 6 5 8 番地の 1 9	浜松市ふれあい交流センター陽だまり

2 指定管理者

所在地：浜松市中区成子町 1 4 0 番地の 8

名 称：社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 会長 寺田 賢次

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

- ・設立：昭和42年3月15日
- ・資産の総額：15億908万3,050円
- ・設立目的：浜松市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する事業の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- ・事業内容：
 - ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ・浜松市ふれあい交流センターの事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（候補者）
(3) 選定会議	西区指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長 水谷 供子（浜松市西区長） 副委員長 鈴木 克尚（浜松市西区副区長）欠席 委員 田中 徳治（浜松市西区まちづくり推進課長） 委員 櫻井 政男（浜松市西区長寿保険課長） 委員 村田 和彦（第三者委員＝元公益財団法人理事） 委員 鈴木 年訓（第三者委員＝民生委員） 委員 原田 俊輔（第三者委員＝税理士） (2) 審査日時 令和4年9月2日（金）午前10時00分～12時00分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和4年9月2日（金）実施
(4) 選定理由	公募したところ、1件の応募があり、西区指定管理者選定会議において審査の結果、提案は選定基準を満たすものであった。 事業執行や管理運営を確実に行うことができる内容であり、収支計画が妥当であることから選定した。

3 提案概要と評価内容

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	
提案概要	<p>浜松市に拠点を置く市内唯一の社会福祉協議会として、公益性と中立性を保ちながら、これまでの実績と培ったノウハウを基に、質の高いサービスを提供する。</p> <p>高齢者と子育て世代が気軽に利用できる居場所となるよう、子育て支援や世代間交流事業等を実施していく。世代間の交流等による新たな居場所づくりに向け、利用者、地域、行政、関係機関と積極的に連携して取り組んでいく。</p>
提案金額	<p>(令和5年度) 33,927,000円</p> <p>(令和6年度) 59,675,000円</p> <p>(令和7年度) 59,675,000円</p> <p style="text-align: center;"><u>合計 153,277,000円</u></p>
評価内容	<p>指定管理者選定基準における評価項目のうち、評価が高かった項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営体制・運営職員の配置 ・適正な管理・経理 ・事業の具体的な取り組み方 ・団体の地域貢献 ・浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと <p>地域諸団体との連携や協働による事業展開を図るほか、子ども世代の利用増加につながる事業の提案がなされている。</p> <p>ふれあい交流センターの機能が発揮できるような事業実施並びに、利用の姿・形を創造することを期待したい。</p>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		社会福祉法人 浜松市社会福 祉協議会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.8点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.1
(2) 施設への効用が発揮されるものであること	4	2.9
小 計	8	6.0
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点27.6点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	6	4.4
(2) 施設の運営体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	6	4.6
(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	6	4.5
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.3
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	12	7.2
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.5
(7) 平等利用（平等性）	5	3.5
小 計	46	32.0
3 指定管理者に関する項目（合格点7.2点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	4	3.1
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	4	3.2
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	4	3.4
小 計	12	9.7
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.0
小 計	4	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点6.0点以上）		
収支計画の妥当性	10	6.7
小 計	10	6.7
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	20	0.0
小 計	20	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点		1.1
合 計	100	58.5

指定管理者の指定について（浜松市ふれあい交流センター青龍ほか2施設）

(提案理由)

浜松市ふれあい交流センター青龍ほか2施設の指定管理者について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市南区青屋町300番地	浜松市ふれあい交流センター青龍
浜松市南区江之島町606番地	浜松市ふれあい交流センター江之島
浜松市南区増楽町1645番地の1	浜松市ふれあい交流センター可美

2 指定管理者

所在地：浜松市中区成子町140番地の8

名 称：社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 会長 寺田 賢次

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

- ・設 立：昭和42年3月15日
- ・資産の総額：15億908万3,050円
- ・設 立 目 的：浜松市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する事業の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- ・事 業 内 容：
 - ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ・浜松市ふれあい交流センターの事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（候補者）
(3) 選定会議	南区指定管理者選定会議 (1) 選定会議の構成 委員長 鈴木 江利子（浜松市南区長） 副委員長 松野 吉司人（浜松市南区副区長） 委員 溝垣 達也（浜松市南区区民生活課長） 委員 島 一道（浜松市南区長寿保険課長） 委員 池田 澄子（第三者委員＝地区民生委員・児童委員協議会会長） 委員 小林 正八（第三者委員＝元地区自治会連合会会長） 委員 古田 豊（第三者委員＝税理士） (2) 審査日時 令和4年9月1日（木）13時00分～15時00分 (3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和4年9月1日（木）実施
(4) 選定理由	公募したところ1件の応募があり、南区指定管理者選定会議において審査したところ、提案は選定基準を満たすものであった。 利用しやすい環境づくりや施設の有効活用、過去の実績を活かした事業提案がなされ、実行可能なものとなっている。また、安定した財政基盤を持ち、これまでの運営実績を踏まえると、今後も適切な運営が期待できると判断し選定した。

3 提案概要と評価内容

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	
提案概要	<p>浜松市に拠点を置く市内唯一の社会福祉協議会として、地域住民、地元団体と連携、協働し、地域交流の拠点として円滑な施設運営ができるよう努める。</p> <p>これまでの指定管理業務や受託業務により培い、また、蓄積してきた経験と地域との繋がりを活かし、積極的な事業展開を行う。</p> <p>多世代の利用者が利用しやすい環境づくりに努めるとともに、世代間の交流等による新たな居場所づくりに向け、利用者、地域、関係機関及び行政と積極的に連携して取り組んでいく。</p>
提案金額	<p>(令和5年度) 43,857,000円</p> <p>(令和6年度) 66,935,000円</p> <p>(令和7年度) 66,935,000円</p> <p style="text-align: center;">合計 <u>177,727,000円</u></p>
評価内容	<p>指定管理者選定基準における評価項目のうち、評価が高かったものは下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の効用が発揮されるものであること ・団体の物的・財政的能力（経営の健全性） ・施設の運営実績（団体の能力） ・団体の地域貢献（地域の活性化） ・浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと <p>これまでの当該施設の運営実績を踏まえ、地域関係団体等と連携し、高齢者と子育て世代の利用の充実を図ることにより、質の高いサービスの提供が期待される。</p>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		社会福祉法人 浜松市社会福 祉協議会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点4.8点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.3
(2) 施設への効用が発揮されるものであること	4	3.4
小 計	8	6.7
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点27.6点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	6	4.8
(2) 施設の運営体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	6	4.5
(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	6	4.5
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.6
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	12	8.9
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	4.0
(7) 平等利用（平等性）	5	4.1
小 計	46	35.4
3 指定管理者に関する項目（合格点7.2点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	4	3.6
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	4	3.5
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	4	3.7
小 計	12	10.8
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0
小 計	4	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点6.0点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.6
小 計	10	7.6
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	20	0
小 計	20	0
現指定期間の実績に基づく加減点		2.3
合 計	100	65.8

指定管理者の指定について（浜松市勤労会館）

(提案理由)

浜松市勤労会館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区城北一丁目 8 番 1 号

名 称：浜松市勤労会館

2 指定管理者

所在地：浜松市中区城北一丁目 8 番 1 号

名 称：浜松市勤労福祉協会・三幸共同事業体

(代表者) 浜松市中区城北一丁目 8 番 1 号

公益財団法人浜松市勤労福祉協会 理事長 佐々木 右子

(構成員) 東京都千代田区神田駿河台三丁目 3 番地 4

三幸株式会社 代表取締役 橋本 有史

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

勤労会館の豊富な管理運営実績を有する代表団体と、施設及び設備の維持管理・保守管理ノウハウを有する企業が共同事業体を構成し、両者の技能を活かした施設運営を行うことで、勤労者等の文化の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 概要

代表者	<p><u>公益財団法人浜松市勤労福祉協会</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和63年3月1日(平成25年4月1日 公益財団法人に移行)・ 基本財産：1億1,000万円・ 設立目的：浜松市及び湖西市の中小企業に勤務する勤労者及び事業主並びに両市内に居住し両市外の中小企業に勤務する勤労者並びにその家族に対する総合的な福祉事業を行うことにより、これら中小企業勤労者等の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。・ 事業内容：①中小企業勤労者等の生活の安定及び財産形成並びに老後生活の安定に関する事業 ②中小企業勤労者等の健康の維持増進及び自己啓発に関する事業 ③中小企業勤労者等の余暇活動に関する事業 ④浜松市勤労会館の管理運営に関する事業 ほか
構成員	<p><u>三幸株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和30年4月22日・ 資 本 金：1億円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①建物の総合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負 ②産業廃棄物処理業及び廃品処理業 ③浄化槽、上下水道等各種装置の保守管理に関する請負 ④消防設備の保守点検並びに工事の請負及び消防用設備機器の販売 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・浜松市勤労福祉協会・三幸共同事業体（候補者）
(3) 選定会議	産業部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 議長：藤野 仁 浜松市産業部長 副委員長：加藤 路子 産業部スタートアップ推進担当部長 委員：岩崎 英浩 浜松市産業部次長(欠席) 委員：住川 守雄 (第三者委員＝静岡県中小企業団体中央会西部事務所長) 委員：内藤 武史 (第三者委員＝ソミック石川労働組合) (欠席) 委員：村上 和裕 (第三者委員＝税理士) (2) 審査日時 令和4年9月2日(金) 午後1時30分～午後2時30分 (3) 申請団体による提案説明会 (プレゼンテーション) 令和4年9月2日(金) 実施
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を管理運営してきた実績と豊富な経験に基づき、設置目的はもとより、施設及び設備の状況をよく理解した適正な職員配置による管理運営体制が提案されている。 ・ビル管理会社の強みを生かし、専門スタッフによる日常点検、定期点検を実施し、危険箇所等について速やかに対応できる体制の提案があり、利用者にとって安全で快適な施設環境づくりが可能になると期待できる。 ・サービスの改善や拡充、快適な空間の提供に関する項目について提案がされ、利用者サービスの向上が期待できる。 ・令和7年度末の閉館にあたり、閉館後の利用者の活動をサポートする提案がされている。 ・以上の点を評価し、共同事業体の特性を活かした実現可能な提案であることから、浜松市勤労福祉協会・三幸共同事業体を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

浜松市勤労福祉協会・三幸共同事業体	
提案概要	<p>①熟練職員による予防保全とリスク管理を実施し、安心安全な管理運営を行う。</p> <p>②市民の交流と地域コミュニティの拠点として、利用者の目線に立った施設運営を実施する。</p> <p>③使い捨てプラスチックの削減等、SDGsへの取り組みを積極的に実施する。</p> <p>④優れた音響特性のホールを活かし、各種音楽団体等の市民活動を支援することにより文化振興に貢献する。</p>
提案金額	<p>(令和5年度) 29,200,000円</p> <p>(令和6年度) 28,900,000円</p> <p>(令和7年度) 29,000,000円</p> <p>合計 87,100,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備の状況をよく理解した職員配置や予防保全を積極的に行いトラブルの未然防止等を図る提案がされ、安心安全な管理運営が期待できると評価された。 駐車場の不陸整備の実施や2階ロビーをクールシェアスポット、ウォームシェアスポットとして開放する等の提案や接遇研修やユニバーサルデザイン等の各種研修を積極的に実施する等の提案がされ、利用者サービスの向上が期待できる。 令和7年度末の閉館にあたり、利用者の実情に合わせて勤労青少年ホームや他の類似施設の情報提供をする等、閉館後の利用者の活動をサポートする提案がされた。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		浜松市勤労福祉協会・三幸共同事業体
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 7.2 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	6	5.1
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	6	4.9
小 計	12	10.0
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 29.4 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	6	4.7
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	8	6.2
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	7	4.9
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8	6.2
(5) 市民サービスの向上（独創性）	6	4.0
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	7	4.9
(7) 平等利用（平等性）	7	4.9
小 計	49	35.8
3 指定管理者に関する項目（合格点 12.0 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	7	5.7
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	7	5.7
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	6	4.9
小 計	20	16.3
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.0
小 計	4	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.0
小 計	10	7.0
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}} \times \text{配点}$	5	5.0
小 計	5	5.0
合 計	100	77.1

指定管理者の指定について（浜松市中沢墓園ほか 7 施設）

(提案理由)

浜松市中沢墓園ほか 7 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市中区中沢町 5 番	浜松市中沢墓園
浜松市北区根洗町 7 8 4 番地	浜松市三方原墓園
浜松市西区舞阪町舞阪 2 6 9 7 番地の 1 8	浜松市舞阪吹上墓地
浜松市西区雄踏町宇布見 5 9 6 1 番地の 4	浜松市雄踏墓地（1 号区及び 2 号区）
浜松市西区雄踏町山崎 1 7 8 7 番地	浜松市雄踏墓地（3 号区）
浜松市北区細江町中川 7 1 7 2 番地の 1 9 5 4	浜松市細江高台墓地
浜松市天竜区船明 2 0 6 5 番	浜松市船明墓地
浜松市北区三方原町 2 4 2 0 番地の 2	浜松市納骨堂

2 指定管理者

所在地：浜松市東区和田町 7 0 8 番地の 1

名 称：東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

東海ビル管理株式会社

- ・設立：昭和53年9月1日
- ・資本金：1,000万円
- ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。
- ・事業内容：①ビルディング、その他建造物に清掃管理業務
②指定管理事業
③植栽管理業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・東海ビル管理株式会社（候補者）
(3) 選定会議	市民部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 委員長：奥家 章夫 浜松市市民部長 副委員長：藤田 裕 浜松市市民部次長 委員：佐藤 一郎 浜松市市民生活課長 委員：河合 多恵子 浜松市UD・男女共同参画課長 委員：勝山 邦子 (第三者委員=会社経営者) 委員：大渡 三千子 (第三者委員=市民団体役員) 委員：野中 正子 (第三者委員=市民団体役員) 委員：西澤 忠良 (第三者委員=税理士) (2)審査日時 令和4年9月2日(金) 午後1時10分～午後3時00分 (3)申請団体による提案説明会(プレゼンテーション) 令和4年9月2日(金)実施
(4) 選定理由	・施設の目的や墓地管理の特質である永続性、公共性、非営利性を十分理解し、施設の安全面や経費節減を考慮した提案であった。 ・特に墓地利用者が快く墓参ができる環境づくりのため植栽専門職員の配置や植栽作業計画の立案により美観維持に重点を置く提案がされている。また、現指定管理者としての経験や実績を活かした維持管理運営が期待できる。 ・これらの点を評価した結果、選定基準に規定する条件を満たしたため、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

東海ビル管理株式会社	
提案概要	<p>①穏やかな気持ちで故人を偲び、故人と向き合うことのできる最適な環境・空間を提供する。</p> <p>②植栽専門職員を配置し、緊急時に柔軟に対応できる体制を整え、施設的美観維持を行う。</p> <p>③ごみの適正な処理と明確なリサイクルシステムを確立し、ごみ排出量削減及び処分費削減を行う。また、施設内で排出される枯葉を使用して腐葉土を作り活用する。</p> <p>④利用者の利便性向上のため、自動販売機の増設や自主事業として供花や線香の販売を三方原墓園と中沢墓園で行う。</p>
提案金額	<p>(令和5年度) 45,093,000円</p> <p>(令和6年度) 46,093,000円</p> <p>(令和7年度) 47,093,000円</p> <p>(令和8年度) 48,093,000円</p> <p>(令和9年度) 49,093,000円</p> <p style="text-align: center;">合計 235,465,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的や墓地管理の特質である永続性、公共性、非営利性を十分理解し、施設の安全面や経費節減を考慮した提案である。 ・施設管理において、管理体制や職員の配置が適正である。 ・応募者の物的・財政的能力は良好と判断でき、指定期間中の安定的な運営が見込める。 ・現指定管理者としての経験や実績を活かした提案となっており、今後も安定した維持管理運営が期待できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		東海ビル管理株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.4
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	4.1
小 計	8	6.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 30.0 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	10	7.8
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	8	6.7
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	10	7.6
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	7	6.1
(5) 市民サービスの向上（独創性）	6	4.5
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	6	4.8
(7) 平等利用（平等性）	3	2.3
小 計	50	39.8
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.8 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	7	6.3
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	7	6.2
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	4	3.2
小 計	18	15.7
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.6
小 計	4	3.6
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
収支計画の妥当性	10	8.1
小 計	10	8.1
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}} \times \text{配点}$	10	10.0
小 計	10	10.0
現指定期間の実績に基づく加減点		2.0
合 計	100	85.7

指定管理者の指定について（浜松市フルーツパーク）

(提案理由)

浜松市フルーツパークの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市北区都田町 4 2 6 3 番地の 1	浜松市フルーツパーク

2 指定管理者

所在地：静岡県御殿場市神山 7 1 9 番地

名 称：株式会社時之栖 代表取締役 庄司 政史

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

株式会社時之栖

- ・設立：平成6年3月4日
- ・資本金：3,000万円
- ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。
- ・事業内容：①ホテル、旅館、スポーツ施設等の宿泊施設、結婚式場、法要式場の経営及び経営コンサルタント
- ②温泉浴場施設、温泉利用にかかる保養所の経営及び経営コンサルタント
- ③レストラン、喫茶店、居酒屋等の飲食店の経営
- ④スポーツ施設、公園、植物園、鳥類及び小動物園、貸農園の企画、経営及びその運営、管理
- ⑤食肉加工品、健康食品、食料品、加工食品、菓子、酒類、ビール及び清涼飲料水の製造及び販売
- ⑥アクセサリ、民芸品、玩具、装身具、衣料品、美術工芸品、園芸品、園芸用品、室内装飾品及び日用品雑貨の製造及び販売
- ⑦煙草の販売
- ⑧植林、育林、山林の維持管理及び山林の経営
- ⑨園芸用草木類、野菜、果実等の農畜産物の生産及び販売
- ⑩カタログ、書籍、広報誌等出版物の企画、編集、発行及び販売
- ⑪不動産の売買、賃貸、管理、斡旋、交換及びその仲介並びに不動産コンサルタント
- ⑫建築工事の請負及びその設計、施工、監理
- ⑬旅行業法に基づく旅行業
- ⑭公園の設計施工及び維持管理業務
- ⑮損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- ⑯不動産の有効利用に関する企画、調査設計及び立案の受託
- ⑰簡易及び専用水道事業並びに簡易及び専用水道等給水施設の維持、管理及びその検査業務
- ⑱温泉の供給並びに受湯権、受水権の販売に関する事業
- ⑲前各項目に附帯する一切の事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・株式会社時之栖（候補者）
(3) 選定会議	<p>産業部指定管理者選定会議</p> <p>(1) 選定会議の構成</p> <p>委員長：清水 克（浜松市産業部農林水産担当部長） 副委員長：豊田 周一（浜松市産業部次長兼農業振興課長） 委員：鈴木 智久（浜松市参事兼農地利用課長） 委員：杉田 実良（浜松市産業部農業水産課長） 委員：稲垣 賢一（第三者委員：一般財団法人しんきん経済研究所） 委員：白石 剛（第三者委員：株式会社JTB浜松支店） 委員：村松 嘉和（第三者委員：静岡県西部農林事務所） 委員：杉山 博信（第三者委員：東海税理士会浜松西支部）</p> <p>(2) 審査日時 令和4年9月15日（木） 午前9時30分～午前11時00分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和4年9月15日（木）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解した基本方針及び事業内容は、これまでの管理実績を踏まえた確実性の高い提案であると高く評価された。 ・地域の生産者と連携した地元農産物・農産加工品の販売に関する提案は、地域活性化に結び付く効果的な提案である。 ・利用者のニーズや満足度を把握し、施設運営に活かす取り組みにより利用者サービス向上が図られることが期待できる。 <p>以上の点を評価し、株式会社時之栖を指定管理者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

株式会社時之栖	
提案概要	<p>①年間を通した様々な種類の果物収穫体験の実施。</p> <p>②イチゴ栽培における菌根菌を用いた農法の試験導入により、農薬や化学肥料の低減を図る技術を検証。</p> <p>③キャンプ、グランピング、ガレージ等の宿泊事業の実施。</p> <p>④インバウンドをターゲットにした特別プランの展開。</p> <p>⑤冬場のイルミネーションの実施。</p> <p>⑥レストラン、BBQなど食事施設の充実。</p> <p>⑦命名権使用料として利益の5%を還付する。</p>
提案金額	<p>(令和5年度) 103,413,000円</p> <p>(令和6年度) 103,413,000円</p> <p>(令和7年度) 103,413,000円</p> <p>(令和8年度) 103,413,000円</p> <p>(令和9年度) 103,413,000円</p> <p style="text-align: center;">合計 517,065,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現指定管理者としてこれまでの経験・実績を活かした提案となっており、安定した施設運営が期待できる。 ・女性客やワーケーションによる利用など、新たなターゲットを呼び込む企画が多数提案され、新規利用者の増加に繋がることが期待できる。 ・独創性の高い自主事業の実施により、市民サービスの向上と利用者増が期待できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		株式会社 時之栖
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 6.0 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4	3.7
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	6	5.0
小 計	10	8.7
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 25.2 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	4	3.3
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	6	4.7
(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	10	7.0
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	4	2.9
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	10	7.6
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	4	2.7
(7) 平等利用（平等性）	4	2.9
小 計	42	31.1
3 指定管理者に関する項目（合格点 8.4 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	3.1
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.2
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	4	3.1
小 計	14	10.4
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	0.3
(2) 各種認定等の有無	1	0.0
小 計	4	0.3
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
収支計画の妥当性	10	7.2
小 計	10	7.2
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	—	—
小 計	—	—
現指定期間の実績に基づく加減点		2.2
合 計		80
		59.9

※6 指定管理料に関する項目（2）については評価を行わない。

指定管理者の指定について（遠州灘海浜公園（白羽地区、中田島中地区、江之島地区））

(提案理由)

遠州灘海浜公園（白羽地区、中田島中地区、江之島地区）の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市南区白羽町 2 8 3 4 番地の 1	遠州灘海浜公園（白羽地区）
浜松市南区中田島町 1 6 7 4 番地	遠州灘海浜公園（中田島中地区）
浜松市南区江之島町 1 1 9 7 番地	遠州灘海浜公園（江之島地区）

2 指定管理者

所在地：浜松市中区上島三丁目 2 7 番 1 2 号

名称：一般財団法人浜松公園緑地協会 理事長 池谷 和宏

3 指定の期間

白羽地区・中田島中地区：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

江之島地区：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

一般財団法人浜松公園緑地協会

- ・設立：昭和 48 年 3 月 31 日
- ・基本財産：1 億円
- ・設立目的：公園緑地事業等及び緑化に関する事業を通して、市民の心身の健全な発達と緑豊かで潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。
- ・事業内容：①公園緑地等に関する受託事業
②緑化推進に関する事業
③公園緑地等の設置及び管理に関する事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・一般財団法人浜松公園緑地協会（候補者）
(3) 選定会議	<p>都市整備部指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員 長：奥井 智之 浜松市都市整備部花みどり担当部長 副委員長：廣野 浩之 浜松市緑政課長 委員：濱田 輝秀 浜松市公園管理事務所長 委員：岩渕 肇 浜松市動物園長 委員：磯 伸彦 （第三者委員＝大学教授） 委員：木村 智子（第三者委員＝NPO法人理事） 委員：原野 俊郎（第三者委員＝スポーツ推進員） 委員：芳野 大 （第三者委員＝税理士）</p> <p>(2)審査日時 令和4年9月13日（火） 午前10時30分～午前11時45分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和4年9月13日（火）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を中心としたコミュニティの創造を目指し、「公園が日常の健康づくりができる舞台となるような場面づくり」が提案された。 ・広々とした芝生広場の開放的な空間、公園を吹きわたる海岸からの風が感じられる空間といった、公園のもつ潜在的魅力を活かし、公園を拠点に、ひと・自然・まちをつなぎ自ら魅力を発信する提案がされた。 <p>以上により、一般財団法人浜松公園緑地協会を候補者として選定した。</p>

3 提案概要と評価内容

一般財団法人浜松公園緑地協会	
提案概要	<p>①公園のもつポテンシャルを活かし、社会のニーズに沿った柔軟な管理運営、人や地域が元気になる公園ライフの実現に向け、「風を感じて、人と自然のつながりを育む」をテーマにした運営を目指す。</p> <p>②広大な芝生広場などを活用し、世代を問わず体を動かしリフレッシュできるプログラムを提案する。</p> <p>③美しい緑の芝生広場と避難マウンドの壮大な景観を創出し、公園利用者に風景の「おもてなし」を提供する。</p> <p>④海岸植物や防風林など、本公園の自然環境と触れ合うことができる機会を提供する。</p> <p>⑤公園利用者とのふれあいを楽しんだり、人と人が繋がれるコミュニティの場を提供する。</p>
提案金額	<p>(令和5年度) 44,711,000円</p> <p>(令和6年度) 39,268,000円</p> <p>(令和7年度) 39,268,000円</p> <p>(令和8年度) 39,268,000円</p> <p>(令和9年度) 39,268,000円</p> <p>合計 201,783,000円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 本市の施策である、浜松市緑の基本計画、生物多様性はままつ戦力、浜松市SDGS未来都市計画2019等に沿った事業計画であり、計画の実現に向け、今まで培ってきた公園管理の運営、専門性を活かした運営体制を構築している。 市民サービス向上のため、公園の特性を活かした「風を感じてアクティブに動く」、「風を感じてのんびり過ごす」、「風を感じて自然と触れ合う」、「風を感じて人と地域をつなぐ」をキーワードに自主事業が提案されている。 安定した人的基盤や財政的基盤があり、これまでの公園施設の運営実績やノウハウから、適正な運営ができると評価した。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		一般財団法人浜松公園緑地協会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	4.0	3.3
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4.0	3.2
小 計	8.0	6.5
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 30.0 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	8.0	6.2
(2) 施設の運営体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	8.0	6.2
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	8.0	5.8
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8.0	5.9
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	8.0	6.4
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5.0	3.8
(7) 平等利用（平等性）	5.0	3.7
小 計	50.0	38.0
3 指定管理者に関する項目（合格点 11.4 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	3.0	2.1
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	7.0	5.8
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	8.0	6.5
小 計	18.0	14.4
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3.0	3.0
(2) 各種認定等の有無	1.0	0.6
小 計	4.0	3.6
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
(1) 収入計画の妥当性	5.0	3.5
(2) 支出計画の妥当性	5.0	3.5
小 計	10.0	7.0
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{最低提案額（千円）}}{\text{提案額（千円）}} \times \text{配点}$	10.0	10.0
小 計	10.0	10.0
現指定期間の実績に基づく加減点		
合 計	100.0	79.5

指定管理者の指定について (浜松市駐車場)

(提案理由)

浜松市駐車場の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

施設名	所在地
新川北駐車場	浜松市中区田町 2 3 0 番 2 8
駅北駐車場	浜松市中区中央三丁目 1 1 番 1 号
ザザンティ駐車場	浜松市中区鍛冶町 1 5
駅南地下駐車場	浜松市中区砂山町 3 6 7 番の 1 (地下)

2 指定管理者

所在地：浜松市東区丸塚町 5 4 1 番地の 2 0

名 称：t e a m AMPM

(代表者) 浜松市東区丸塚町 5 4 1 番地の 2 0

遠鉄アシスト株式会社 代表取締役 矢田 央生

(構成員) 浜松市中区中央一丁目 2 番 1 号

一般財団法人浜松まちづくり公社 理事長 岩井 正次

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

現指定管理者であり、引き続きグループを編成することにより、専門的知識や今までのノウハウを活かした効率的・効果的な管理運営を行い、より質の高いサービスの提供を図ることを目的とする。

(2) 概要

代表者	<p><u>遠鉄アシスト株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：平成11年7月21日・ 資 本 金：4,000万円・ 設立目的：下記の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①自動車の運転並びに保守管理 ②自動車による旅客及び貨物運送事業 ③建物・構築物及び付帯設備の管理・清掃並びに警備の請負 ④損害保険代理店業 ⑤労働者派遣事業 ⑥職業紹介事業 ⑦マンションの管理請負業務 ⑧ホテル客室整備の請負 ⑨建物等の環境衛生管理の請負 ⑩建物、清掃関連用品、絵画の販売及び賃貸業 ⑪駐車場業並びに駐車場管理請負 ⑫古物の買取り・販売 ⑬食品衛生に関する検査事業 ⑭事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務 ⑮ビルクリーニング ⑯スポーツ健康施設、民間学童保育施設の経営 ⑰家賃保証事業 ⑱前各号に関連もしくは付帯する業務
-----	---

構 成 員	<p>一般財団法人浜松まちづくり公社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設 立：昭和37年4月4日 ・ 基本財産：4億3,780万円 ・ 設立目的：地域のまちづくりを支援するとともに、都市整備事業の促進及び公共施設等の管理運営を行うことにより、地域の発展に貢献することを目的とする。 ・ 事業内容：①市民主体のまちづくりの支援 ②まちづくりを行う法人等の運営支援及びその不動産の処分、あつ旋 ③まちづくり及び都市整備に関する業務 ④まちづくり及び都市整備に関する調査研究及び普及啓発 ⑤浜松駅前広場関連施設の管理及び運営 ⑥駐車場の管理及び運営 ⑦その他公共施設の管理及び運営 ⑧公共施設等の建設及び取得並びに処分 ⑨建築に関する業務 ⑩公共工事発生土指定受入地の管理及び運営 ⑪公共施設等の利用者の利便を図るための物品販売 ⑫その他上記の目的を達成するために必要と認めるもの
-------------	---

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・ t e a m AMPM (候補者)
(3) 選定会議	<p>都市整備部指定管理者選定会議</p> <p>(1) 選定会議の構成</p> <p>委員長 杉石 秀和 (浜松市都市整備部次長)</p> <p>委員 竹村 雅彦 (浜松市交通政策課 課長補佐)</p> <p>委員 磯部 篤 (浜松市都市計画課 課長補佐)</p> <p>委員 浅野 純一郎 (第三者委員=豊橋技術科学大学教授)</p> <p>委員 村木 則予 (第三者委員=施設利用者代表)</p> <p>委員 高橋 正人 (第三者委員=税理士)</p> <p>(2) 審査日時 令和4年9月26日(月) 午前10時00分～午前11時00分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会 (プレゼンテーション) 令和4年9月26日(月)実施</p>

(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現指定管理者であり、これまでの実績と今後の展開について駐車場ごとの特性や現状を踏まえた提案となっている。 ・ 授乳室の設置、外国語表記・ピクトグラムによる案内、レンタサイクルの実施等駐車場利用者の利便性向上が期待される提案となっている。 ・ 提案の指定管理者納入金の固定納付額、変動率については、募集要項で定める条件を満たしており、施設の安定的な運営に寄与することが期待できる。
----------	---

3 提案概要と評価内容

t e a m AMPM	
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ①二輪車の駐車スペースの拡大 ②カーシェアリングサービスの継続実施 ③ゲートバー衝突注意看板の増設 ④外国語表記・ピクトグラムによる案内実施 ⑤授乳室の設置 ⑥レンタサイクルの実施 ⑦デジタルサイネージの有効活用 ⑧まちなかイベントとのタイアップ事業の実施
提案金額	固定納付金 各年度 320,000,000 円 <u>2年間合計 640,000,000 円</u> 変動率 各年度 50%
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ①現指定管理者であり、これまでの実績と今後の展開について駐車場ごとの特性や現状を踏まえた提案となっている。 ②授乳室の設置、外国語表記・ピクトグラムによる案内、レンタサイクルの実施等駐車場利用者の利便性向上が期待される提案となっている。 ③提案のあった指定管理者納入金の固定納付額、変動率については、募集要項で定める条件を満たしており、施設の安定的な運営に寄与することが期待できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		team AMPM
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.6 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.5
(2) 施設への効用が発揮されるものであること	3	2.3
小 計	6	4.8
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 25.2 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	10	8.3
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	9	7.7
(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	3	2.3
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	4	3.1
(5) 自主事業・市民サービスの向上（独創性）	9	7.2
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	4	2.9
(7) 平等利用（平等性）	3	2.1
小 計	42	33.6
3 指定管理者に関する項目（合格点 5.4 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	3	2.3
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	3	2.3
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	3	2.3
小 計	9	6.9
4 活動拠点に関する項目		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
小 計	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 9.6 点以上）		
収支計画の妥当性	8	6.4
収入に関する提案との妥当性	8	6.4
小 計	16	12.8
6 指定管理料に関する項目（2）指定管理者納入金		
収支計画による収支差の額（変動率）	4	4.0
指定管理者が設定する固定納付額	20	0.0
小 計	24	4.0
合 計	100	65.1

指定管理者の指定について（浜松市営住宅）

（提案理由）

市営住宅の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

（指定の内容）

1 施設の所在地及び名称

（中 区）

番号	所在地	施設名
1	浜松市中区中央一丁目 2 番 2 号	イーステージ浜松団地
	浜松市中区中央一丁目 2 番 2 号	イーステージ浜松団地 （特定公共賃貸住宅）
2	浜松市中区和合町 220 番地の 84	和合（C1）団地
3	浜松市中区和合町 27 番地の 164	和合（馬生）団地
4	浜松市中区鹿谷町 37 番 10 号	鹿谷（市立東）団地
5	浜松市中区蛸塚一丁目 15 番 2 号	蛸塚団地
6	浜松市中区高丘北二丁目 34 番 19 号	高丘団地
	浜松市中区高丘北二丁目 34 番 10 号	高丘団地（再開発）
7	浜松市中区葵西二丁目 20 番 1 号	葵西二丁目団地
8	浜松市中区葵西四丁目 6 番 1 号	葵西四丁目団地
9	浜松市中区法枝町 20 番地	法枝団地
10	浜松市中区東伊場一丁目 9 番 2 号	東伊場団地
11	浜松市中区住吉一丁目 3 番 1 号	住吉一丁目団地
12	浜松市中区住吉二丁目 26 番 1 号	住吉二丁目団地
13	浜松市中区萩丘二丁目 12 番 101 号	萩丘団地
14	浜松市中区富吉町 4 番 101 号	富吉団地
15	浜松市中区花川町 925 番地	花川団地
16	浜松市中区春日町 197 番地の 1	春日団地
計		16 団地（18 施設）

(東 区)

番号	所在地	施設名
1	浜松市東区北島町 547 番地	北島団地
2	浜松市東区笠井新田町 572 番地	笠井新田団地
3	浜松市東区大瀬町 27 番地の 1	鷺の宮団地
4	浜松市東区有玉台三丁目 12 番 1 号	有玉台団地
	浜松市東区有玉台三丁目 12 番 3 号	有玉台団地 (特定公共賃貸住宅)
	浜松市東区有玉台三丁目 12 番 3 号	有玉台団地 (準特定公共賃貸住宅)
計		4 団地 (6 施設)

(西 区)

番号	所在地	施設名
1	浜松市西区西山町 1898 番の 2	西山団地
2	浜松市西区古人見町 1538 番の 3	瞳ヶ丘団地
3	浜松市西区湖東町 1169 番地の 197	湖東団地
4	浜松市西区大平台三丁目 22 番 1 号	佐鳴湖西団地
5	浜松市西区舞阪町舞阪 754 番地の 1	第 1 吹上団地
6	浜松市西区舞阪町舞阪 711 番地	第 2 吹上団地
7	浜松市西区舞阪町舞阪 808 番地	第 3 吹上団地
8	浜松市西区舞阪町舞阪 2668 番の 238	第 2 浜表団地
9	浜松市西区舞阪町舞阪 4602 番地	今切団地
10	浜松市西区舞阪町弁天島 3809 番地	蓬莱園団地
11	浜松市西区雄踏町宇布見 6231 番地の 1	田端団地
12	浜松市西区雄踏町宇布見 4874 番地の 5	領家団地
13	浜松市西区雄踏町山崎 3732 番地の 3	山崎団地
計		13 団地 (13 施設)

(南 区)

番号	所在地	施設名
1	浜松市南区飯田町 149 番地	飯田団地
2	浜松市南区遠州浜一丁目 1 番 1 号	遠州浜団地
	浜松市南区遠州浜一丁目 1 番 1 号	遠州浜団地 (福祉住宅)
	浜松市南区遠州浜一丁目 23 番 2 号	遠州浜団地 (特定公共賃貸住宅)

3	浜松市南区中田島町 1372 番地	中田島団地
	浜松市南区白羽町 2379 番地の 2	中田島団地 (みなし特定公共賃貸住宅)
4	浜松市南区小沢渡町 1363 番地	小沢渡団地
計		4 団地 (7 施設)

(北 区)

番号	所在地	施設名
1	浜松市北区初生町 339 番地の 1	初生団地
2	浜松市北区豊岡町 22 番地の 15	豊岡団地
3	浜松市北区細江町小野 300 番地の 8	小野団地
4	浜松市北区細江町中川 7172 番地の 1175	湖東北団地
5	浜松市北区細江町中川 6767 番地の 7	刑部団地
6	浜松市北区引佐町井伊谷 3105 番地の 1	坂田団地
7	浜松市北区神宮寺町 1 番 10 号	井伊谷団地
8	浜松市北区引佐町金指 1000 番地の 2	金指団地
9	浜松市北区引佐町渋川 2342 番地	渋川団地
10	浜松市北区三ヶ日町宇志 774 番地の 1	小深田団地
11	浜松市北区三ヶ日町摩訶耶 418 番地の 1	摩訶耶団地
12	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日 166 番地の 1	大苗代団地
13	浜松市北区引佐町伊平 414 番地	伊平団地 (特定公共賃貸住宅)
計		13 団地 (13 施設)

(浜北区)

番号	所在地	施設名
1	浜松市浜北区高畑 41 番地	高畑団地
2	浜松市浜北区小林 224 番地	下小林団地
3	浜松市浜北区新堀 250 番地	新堀団地
4	浜松市浜北区平口 930 番地	法師軒団地
5	浜松市浜北区於呂 823 番地の 20	於呂団地
6	浜松市浜北区根堅 1730 番地の 5	根堅団地
7	浜松市浜北区宮口 25 番地の 2	宮口団地
計		7 団地 (7 施設)

(天竜区)

番号	所在地	施設名
1	浜松市天竜区二俣町二俣 267 番地の 1	田組西団地
2	浜松市天竜区二俣町阿蔵 485 番地の 1	天神団地
3	浜松市天竜区大谷 100 番地	大谷団地
4	浜松市天竜区渡ヶ島 20 番地の 2	渡ヶ島団地
5	浜松市天竜区春野町堀之内 993 番地の 13	若身団地
6	浜松市天竜区春野町石打松下 197 番地の 1	熊切団地
7	浜松市天竜区春野町気田 377 番地の 2	気田団地
8	浜松市天竜区佐久間町浦川 2736 番地の 1 の 2	浦川団地
9	浜松市天竜区佐久間町半場 102 番地の 8	半場団地
10	浜松市天竜区佐久間町佐久間 2697 番地の 2	平沢団地
11	浜松市天竜区佐久間町奥領家 1546 番地	芋堀団地
12	浜松市天竜区佐久間町大井 2448 番地の 2	山香団地
13	浜松市天竜区水窪町奥領家 2485 番地の 1	水窪団地
14	浜松市天竜区水窪町奥領家 3426 番地の 11	大原団地
15	浜松市天竜区水窪町奥領家 3748 番地の 2	つつじヶ丘団地
16	浜松市天竜区龍山町戸倉 562 番地の 1	雲折団地
17	浜松市天竜区龍山町戸倉 175 番地	戸倉団地
	浜松市天竜区龍山町戸倉 180 番地の 2	戸倉団地 (特定公共賃貸住宅)
	浜松市天竜区龍山町戸倉 180 番地の 1	戸倉団地 (定住促進住宅)
18	浜松市天竜区春野町宮川 289 番地の 1	平木団地 (特定公共賃貸住宅)
計		18 団地 (20 施設)
合計		75 団地 (84 施設)

2 指定管理者

所在地：愛知県豊橋市広小路三丁目 9 1 番地

名称：中部ガス不動産・日本管財グループ

(代表者) 愛知県豊橋市広小路三丁目 9 1 番地

中部ガス不動産株式会社 代表取締役 赤間 真吾

(構成員) 兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 1 6 号

日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

事務管理を中部ガス不動産、施設保全を日本管財が担い、業務ごとに責任分担を定めて効率的な管理運営を図るため。

両社とも単独での公営住宅管理経験や財務健全性を有し、万一の際のバックアップ機能として、両社が完全な相互補完の関係を構築している。

(2) 概要

代表者	<u>中部ガス不動産株式会社</u> ・設立：1965年3月2日 ・資本金：9,000万円 ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・事業内容：不動産売買及び賃貸借の仲介、資産有効活用コンサルティング、不動産鑑定業務、不動産分譲、まちづくり・再開発事業、不動産賃貸、ビル管理、分譲マンション管理、委託管理、公共施設管理、貸ホール、貸会議室、損害保険代理業 ほか
構成員	<u>日本管財株式会社</u> ・設立：1965年10月27日 ・資本金：30億円 ・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。 ・事業内容：建物管理運営事業（ビル管理業務・保安警備）、住宅管理運営事業、環境施設管理事業、不動産ファンドマネジメント事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	3件 ・中部ガス不動産・日本管財グループ（候補者） ・丸八アセットマネージメント・中村建設共同事業体（次点者） ・株式会社 Re・lation（辞退）
(3) 選定会議	都市整備部指定管理者選定会議 (1)選定会議の構成 議長：井熊 久人 浜松市都市整備部長 委員：木俣 純一 (第三者委員＝静岡県宅地建物取引業協会) 委員：井上 泉 (第三者委員＝静岡県建築士事務所協会)

	<p>委員：高平 めぐみ (第三者委員＝静岡県弁護士会)</p> <p>委員：柴山 幸司 (第三者委員＝東海税理士会浜松東支部)</p> <p>委員：鈴木 祥司 浜松市都市整備部次長 委員：杉石 秀和 浜松市都市整備部次長 委員：平口 学 浜松市住宅課長</p> <p>(2) 審査日時 令和4年9月8日(木) 午後1時30分～午後4時30分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会(プレゼンテーション) 令和4年9月8日(木)実施</p>
<p>(4) 選定理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の指定管理を経験する中で、現状の把握や課題を適切に捉えた取り組みを提案していることを評価する。また、施設の管理体制や市民サービスの向上にDX化を積極的に取り入れ、業務の最適化にも取り組む姿勢を評価する。 ・ 市営住宅魅力向上のため、実績からの課題抽出と対応策の検討並びに地域コミュニティへの事業継続や災害時緊急対応など改良への取り組みが期待できる。 ・ 現行管理の経験に基づいた事業提案となっており、図表や写真を使った具合的な事業内容の説明となっていることから、高く評価できる。 ・ 他都市においても公営住宅の管理実績があり、また本社によるバックアップ体制を整えているほか、個人情報漏洩防止のための取り組みなど、管理方法や運営能力を高く評価した。 ・ 現指定管理者として、現状の把握やとり得る方策についてしっかり理解しており、実現可能な提案となっている。 ・ 本業務を4年間経験し、市営住宅の現状がよくわかっていると思われる。今後はさらなる多面において、市民・住民に寄り添って事業をされることを期待する。 ・ 他市及び当市の指定管理業務経験、実績を踏まえ、当市の特性も理解された上で、具体的・説得的な提案がされていると評価できる。 ・ 現状の問題点を把握し、具体的な改善点を市に対して提案することなど、より良い管理業務に向けた意欲が感じられた。

3 提案概要と評価内容

	中部ガス不動産・日本管財グループ	丸八アセットマネジメント・中村建設共同事業体
提案概要	<p>①入居者募集案内ホームページの更なる充実、自社の市内34拠点や取引先企業等で案内チラシを設置。</p> <p>②第三者業務委託や工事は、メーカー指定以外は全て市内業者へ発注。</p> <p>③独自ツールを導入し、施設維持管理とデータ管理の最適化及びDX化の推進を図る。</p> <p>④24時間365日体制の入居者対応の継続、市内業者と連携した緊急対応・防災ネットワークの構築。</p> <p>⑤入居者からの苦情・相談について、「25分折り返し電話・1日以内現地確認・1週間進捗報告」のルールの徹底。</p> <p>⑥高齢者や障がい者等を対象に、ちょっとした困りごとを解決するハートフルサポーターや声掛け運動の継続、移動スーパーを拡大。(自主事業)</p>	<p>①入居募集に関して、インターネットを活用し、SNSや動画配信サイトによる情報発信を行うことで、利便性の向上や情報の充実を図り、DX化を推進する。</p> <p>②インターネット無料使用設備の導入で若い世代の市営住宅入居促進を図る。(自主事業)</p> <p>③共用部や専有部のバリアフリー化を行うことで、入居者の高齢化に対応する。</p> <p>④お仕事マッチングアプリの導入で地域の活性化を図る。</p>
提案金額	<p>(令和5年度) 328,970,000円</p> <p>(令和6年度) 328,970,000円</p> <p>(令和7年度) 328,970,000円</p> <p>(令和8年度) 328,970,000円</p> <p>(令和9年度) 328,970,000円</p> <p>合計 1,644,850,000円</p>	<p>(令和5年度) 328,877,000円</p> <p>(令和6年度) 328,877,000円</p> <p>(令和7年度) 328,877,000円</p> <p>(令和8年度) 328,877,000円</p> <p>(令和9年度) 328,877,000円</p> <p>合計 1,644,385,000円</p>
評価内容	<p>・本市の指定管理を経験する中で、現状の把握や課題を適切に捉えた取り組みを提案していることを評価する。また、施設の管理体制や市民サービスの向上にDX化を積極的に取り入れ、業務の最適化にも取り組む姿勢を評価する。</p>	<p>・民間の賃貸住宅の管理実績が豊富であり、必要なノウハウを持ち合わせていると共に広報活動も自前のWebサイトを活用するなど具体的な提示について評価する。一方、インターネットの提供など実施について困難性が高い提案が見受けられ、未実施も想定せざるを得ない。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅魅力向上のため、実績からの課題抽出と対応策の検討並びに地域コミュニティへの事業継続や災害時緊急対応など改良への取り組みが期待できる。 ・現行管理の経験に基づいた事業提案となっており、図表や写真を使った具体的な事業内容の説明となっていることから、高く評価できる。 ・他都市においても公営住宅の管理実績があり、また本社によるバックアップ体制を整えているほか、個人情報漏洩防止のための取り組みなど、管理方法や運営能力を高く評価した一方、空き駐車場を利用した自主事業については、条件整理が必要であり、実現性に乏しい。 ・現指定管理者として、現状の把握やとり得る方策についてしっかり理解しており、実現可能な提案となっている。 ・本業務を4年間経験し、市営住宅の現状がよくわかっていると思われる。今後は、さらなる多面において、市民・住民に寄り添って事業をされることを期待する。 ・他市及び当市の指定管理業務経験、実績を踏まえ、当市の特性も理解された上で、具体的・説得的な提案がされていると評価できる。 ・現状の問題点を把握し、具体的な改善点を市に対して提案することなど、より良い管理業務に向けた意欲が感じられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる申し込み手続きを検討する事で、幅広い利用者への利用促進に繋がると期待できる。 ・提案内容についての具体的な説明がないものについて実現性に不安を感じるものがあった。 ・インターネットを利用した申し込みや広報の充実について提案するなど、DXの導入に積極的であり、期待が持てる。自主事業としてのインターネット環境の無償提供のほか、バリアフリー改修の提案は、収支計画の合理性に乏しく、また、利用者の公平性を損なう恐れがある。 ・インターネットを利用した申し込み手続きや、各住戸への引込みを提案されているが、現在市営住宅でもっとも必要とされているのは、果たしてインターネットでしょうか。 ・本業務に対する熱意は感じる事業計画であると思う。今後は、さらに、市営住宅の現状とこれからの目標を定め、様々な検討の上、研鑽された事業計画を作り上げることに期待します。 ・公営住宅の管理運営実績がないことで評価が難しい点はあるものの、各評価項目に関して、地域特性や公営住宅の特性を考えた上での提案がなされている。 ・インターネットの活用など時代に応じた対応を積極的に提案されていることは評価に値するが、実現可能性が低いと思われるものもあった。
---	---

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点	
応募者（評価対象者）		中部ガス不動産・日本管財グループ	丸八アセットマネジメント・中村建設共同事業体
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点6.0点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解	5	4.2	3.7
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	4.0	3.4
小計	10	8.2	7.1
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点30.6点以上）			
(1) 事業の具体的取り組み方（機能性）	5	4.1	3.7
(2) 施設の管理体制・職員の配置（責任性・実行性）	8	6.4	5.6
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	10	8.3	7.6
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	10	7.8	6.8
(5) 市民サービスの向上（独創性）	10	8.3	7.6
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	5	3.8	3.3
(7) 平等利用（平等性）	3	2.2	1.8
小計	51	40.9	36.4
3 指定管理者に関する項目（合格点9.0点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	4.0	3.8
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	4.3	3.3
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5	4.1	3.3
小計	15	12.4	10.4
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	1.7	3.0
(2) 団体の各種認定等の有無	1	0	0.8
小計	4	1.7	3.8
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点5.5点以上）			
収支計画の妥当性	10	7.9	6.8
小計	10	7.9	6.8
6 指定管理料に関する項目（2）			
（最低提案額／提案額）×10点	10	10.0	10.0
小計	10	10.0	10.0
合計	100	81.1	74.5

指定管理者の指定について（浜松市立可新図書館、浜松市立はまゆう図書館）

(提案理由)

浜松市立可新図書館及び浜松市立はまゆう図書館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市南区小沢渡町 1 1 4 2 番地の 1	浜松市立可新図書館
浜松市西区大人見町 1 7 5 0 番地の 3 9 4	浜松市立はまゆう図書館

2 指定管理者

所在地：東京都中野区弥生町二丁目 8 番 1 5 号

名 称：ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体

（代表者）東京都中野区弥生町二丁目 8 番 1 5 号

株式会社ヴィアックス 代表取締役 西門 直

（構成員）浜松市東区和田町 7 0 8 番地の 1

東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

豊富な公共図書館の管理運営実績による充実した研修と人材サポート体制を有する代表企業と、施設の総合管理企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる図書館サービスの拡充を目指す。

(2) 概要

代表者	<p><u>株式会社ヴィアックス</u></p> <ul style="list-style-type: none">・設立：昭和48年8月17日・資本金：1億7,774万2,500円・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・事業内容：①各種広告の代理業務と市場調査 ②セールスプロモーション、ダイレクト・メールの企画、制作及び販売 ③図書館管理運営業務の請負 ほか
構成員	<p><u>東海ビル管理株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none">・設立：昭和53年9月1日・資本金：1,000万円・設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務 ③指定管理事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1 件 ・ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体（候補者）
(3) 選定会議	<p>市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会）</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>議長：金子 哲也 浜松市市民部次長</p> <p>委員：新谷 直幸 浜松市市民部参事</p> <p>委員：鈴木 一有 浜松市創造都市・文化振興課 生涯学習担当課長</p> <p>委員：松井 由和 浜松市スポーツ振興課 スポーツコミッション推進担当課長</p> <p>委員：田中 啓（第三者委員＝静岡文化芸術大学教授）</p> <p>委員：下位 桂子（第三者委員＝元浜松市社会教育委員会 委員長）</p> <p>委員：鈴木真佐雄（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡 協議会副会長）</p> <p>委員：鈴木 公達（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時 令和4年8月26日（金） 午後1時00分～午後4時15分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和4年8月26日（金）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・全国での公共図書館の管理運営実績がある市外の図書館専門企業と浜松市を中心に公共施設の指定管理者経験が豊富な市内の建物管理専門企業による共同事業体として、明確な責任分担による効果的な管理運営と効率的な経費の運用が提案されている。 ・代表企業は、指定館同士での柔軟で効率的な人員配置や相互支援など安定的な運営体制を示すほか、人材育成に向けた各種研修、内部監査等も含む個人情報保護の徹底、有事の際の危機管理体制も明確である。自主事業を含む講座や展示等の企画についても利用者の生活の充実に寄与する提案や指定館同士での連携事業の実施など浜松市内での運営経験に基づく提案がなされ、また徹底した新型コロナウイルス感染症対策も示されており、更なる施設の効用発揮、利用者サービスの向上が期待できる。 ・構成企業は施設の総合管理を専門とする企業であり、これまで培った指定管理者としての経験を活かした質の高い施設・設備の維持管理と併せ、地域実情にも精通していることから施設管理において効率的かつ迅速な対応が期待できる。また、社会貢献活動

	<p>の一環として「浜松市高齢者活躍宣言事業所」の認定を取得している。</p> <p>・その他の項目についても、適正な管理運営が実現可能な内容であることから、候補者として選定した。</p>
--	--

3 提案概要と評価内容

ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体	
提案概要	<p>①豊富な公共図書館の管理運営実績を有する代表企業と、施設の総合管理企業が共同事業体を構成し、両者の市内における実績を活かした更なる図書館サービスの拡充を目指す。</p> <p>②施設の役割を十分認識し、市の推進事業や地域ニーズに沿ったサービスの向上に取り組む。</p> <p>③様々な世代が学べる多様な講座や既存指定管理館との連携事業を実施し、利用促進を図る。</p> <p>④図書館司書としての専門的知識と技術を駆使し課題解決を支援するため、レファレンス機能のさらなる強化に取り組む。</p> <p>⑤館内及び従事者において、徹底した新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組む。</p> <p>⑥質の高いサービス提供のためのセルフモニタリング、及び徹底した個人情報保護対策に取り組む。</p>
提案金額	<p>(令和5年度) 97,099,200円</p> <p>(令和6年度) 97,006,800円</p> <p>(令和7年度) 97,099,200円</p> <p>(令和8年度) 97,099,200円</p> <p>(令和9年度) 97,006,800円</p> <p>合計 <u>485,311,200円</u></p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の運営実績や代表企業及び構成員の市内における実績を活かした効果的な管理運営、効率的な経費の運用が提案されている。 ・図書館ビジョンに基づく提案がなされている。 ・施設の性格や目的を理解した管理運営方針、業務目標を明確に定め、施設の効用が発揮される具体的な取り組みが提案されている。 ・図書除菌機の設置等安心して利用できる読書環境の整備、広報活動の充実等、サービスの質を向上させる自主事業の提案がなされている。 ・館長の選定方法を具体的に示し、運営にあたっての職員配置や指揮命令系統等の管理体制について詳細な提案がなされている。 ・適正なセルフモニタリングの方法、また的確な個人情報保護対策について提案されている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.6 点以上）			
	(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.5
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.5
	小 計	6	5.0
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 31.2 点以上）			
	(1) 事業の具体的取組み方	9	7.5
	(2) 施設の運営体制・職員の配置	5	3.9
	(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.7
	(4) 安全管理・緊急時への対応	6	4.7
	(5) 市民サービスの向上	15	11.9
	(6) 環境への配慮	5	3.9
	(7) 障がい者等への配慮	5	4.1
	(8) 平等利用	2	1.5
	小 計	52	41.2
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.8 点以上）			
	(1) 団体の人的・財政的能力	6	4.7
	(2) 施設の運営実績	6	4.9
	(3) 団体の地域貢献	6	4.5
	小 計	18	14.1
4 指定管理者の活動に関する項目			
	(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	2.6
	(2) 各種認定等の有無	1	0.3
	小 計	4	2.9
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）			
	収支計画の妥当性	10	7.4
	小 計	10	7.4
6 指定管理料に関する項目（2）			
	上限額 - 提案額 × 配点	10	1.0
	上限額 - 下限額		
	小 計	10	1.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.7
合 計		100	73.3

指定管理者の指定について（浜松市立舞阪図書館ほか 2 施設）

(提案理由)

浜松市立舞阪図書館ほか 2 施設の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地	名称
浜松市西区舞阪町舞阪 2 6 6 8 番地の 5 6	浜松市立舞阪図書館
浜松市西区舞阪町舞阪 2 6 6 8 番地の 5 6	浜松市舞阪郷土資料館
浜松市西区雄踏町宇布見 8 2 8 7 番地	浜松市立雄踏図書館

2 指定管理者

所在地：浜松市西区舞阪町舞阪 5 2 4 5 番地の 1

名 称：特定非営利活動法人ふくろうの森委員会・

東海ビル管理株式会社共同グループ

（代表者）浜松市西区舞阪町舞阪 5 2 4 5 番地の 1

特定非営利活動法人ふくろうの森委員会 理事長 今中 秀裕

（構成員）浜松市東区和田町 7 0 8 番地の 1

東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

代表者の特定非営利活動法人ふくろうの森委員会が市内での公共図書館、郷土資料館の受託実績を基に図書館、郷土資料館の業務を担い、施設管理の経験豊富な東海ビル管理株式会社と協力することで、それぞれの強みを活かした、安定的で確実な指定管理を実施する。

(2) 概要

代表者	<p><u>特定非営利活動法人ふくろうの森委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：平成25年4月19日・ 設立目的：地域において育まれてきた歴史、文化、産業を次世代に継承していくとともに、様々な地域課題の解決、居住環境の保全や地域の魅力づくりなど、地域の良好な環境や価値の維持、向上を図り、もって、個人や各種団体、行政等との連携による、暮らしやすいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。・ 事業内容：①子どもの健全育成に関する事業 ②地域の歴史・文化等の振興に関する事業 ③公共施設の管理等に関する事業 ほか
構成員	<p><u>東海ビル管理株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和53年9月1日・ 資 本 金：1,000万円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施工、保全、保守、管理業務 ③指定管理事業 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 ・ 特定非営利活動法人ふくろうの森委員会・東海ビル管理株式会社共同グループ（候補者）

<p>(3) 選定会議</p>	<p>市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会）</p> <p>(1) 選定会議の構成</p> <p>議長：金子 哲也 浜松市市民部次長</p> <p>委員：新谷 直幸 浜松市市民部参事</p> <p>委員：鈴木 一有 浜松市創造都市・文化振興課 生涯学習担当課長</p> <p>委員：松井 由和 浜松市スポーツ振興課 スポーツコミッション推進担当課長</p> <p>委員：田中 啓（第三者委員＝静岡文化芸術大学教授）</p> <p>委員：下位 桂子（第三者委員＝元浜松市社会教育委員会 委員長）</p> <p>委員：鈴木真佐雄（第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡 協議会副会長）</p> <p>委員：鈴木 公達（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時 令和4年8月26日（金） 午後1時00分～午後4時15分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和4年8月26日（金）実施</p>
<p>(4) 選定理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市内での公共図書館、郷土資料館の管理運営実績があるNPO法人と、浜松市を中心に公共施設の指定管理者経験が豊富な市内の建物管理専門企業による共同事業体として、それぞれの専門性を活かした効果的な管理運営と、効率的な経費の運用が提案されている。 ・代表企業となるNPO法人は、前指定管理期間での経験を基に、職員配置や各種研修、セルフモニタリング方法、災害時の危機管理体制を適正に示している。また、地元の優先雇用、地域住民や各種団体との連携、各施設の地域性に合わせた事業展開や、併設する郷土資料館、展示室を活用した相乗効果が図れる事業の提案がなされており、地域に親しまれる施設として更なるサービスの向上が期待できる。 ・構成企業は施設の総合管理を専門とする企業であり、これまで培った指定管理者としての経験を活かした質の高い施設・設備の維持管理と併せ、地域実情にも精通していることから施設管理において効率的かつ迅速な対応が期待できる。また、社会貢献活動の一環として「浜松市高齢者活躍宣言事業所」の認定を取得している。 ・その他の項目についても、適正な管理運営が実現可能な内容であることから、候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

	特定非営利活動法人ふくろうの森委員会・東海ビル管理株式会社共同グループ
提案概要	<p>①市内の図書館、郷土資料館の運営実績があるNPO法人と、施設管理の専門事業者として、これまで培った指定管理者の経験を活かした質の高い施設・設備の維持管理により、安定的で確実な図書館運営を目指す。</p> <p>②市の施策や考え方を十分に反映させた事業に取り組み、地域の生涯学習及び情報の拠点としての機能を高め、地域の活性化に寄与する。</p> <p>③複数館を同時運営するメリットを活かして施設間の連携を図るイベント、図書館PRなどの自主事業を実施する。</p> <p>④図書館の魅力と存在意義をより多くの市民に認知していただく広報・宣伝活動を展開していく。</p> <p>⑤地元自治会や各種団体と連携した事業の実施により地域と深くつながり、また、地域活動を支援して図書館の知名度を上げ、利用者の増加を図る。</p>
提案金額	<p>(令和5年度) 69,145,560円</p> <p>(令和6年度) 69,145,560円</p> <p>(令和7年度) 69,145,560円</p> <p>(令和8年度) 69,145,560円</p> <p>(令和9年度) 69,145,560円</p> <p>合計 345,727,800円</p>
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 代表法人及び構成員における図書館、郷土資料館の運営実績を活かした効果的な管理運営、効率的な経費の運用が提案されている。 図書館ビジョンに基づく提案がなされている。 施設の特徴や目的を理解した管理運営方針、業務目標を明確に定め、施設の効用が発揮される具体的な取り組みが提案されている。 地元の優先雇用、司書及び学芸員の資格を有する館長の配置など、特性に応じた職員配置が具体的に示されている。 2館連携でのイベント、時節に合わせた企画、地域の特色を活かした事業など、地域の活性化や利用者の増加につながる提案がなされている。 適正なセルフモニタリングの方法、また的確な個人情報保護対策について提案されている。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			特定非営利活動法人ふくろ うの森委員会・東海ビル管 理株式会社共同グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.6 点以上）			
	(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.6
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.4
	小 計	6	5.0
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 31.2 点以上）			
	(1) 事業の具体的取組み方	9	7.0
	(2) 施設の運営体制・職員の配置	5	3.9
	(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.7
	(4) 安全管理・緊急時への対応	6	4.3
	(5) 市民サービスの向上	15	11.1
	(6) 環境への配慮	5	3.7
	(7) 障がい者等への配慮	5	3.5
	(8) 平等利用	2	1.4
	小 計	52	38.6
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.8 点以上）			
	(1) 団体の人的・財政的能力	6	4.3
	(2) 施設の運営実績	6	4.8
	(3) 団体の地域貢献	6	5.0
	小 計	18	14.1
4 指定管理者の活動に関する項目			
	(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
	(2) 各種認定等の有無	1	0.3
	小 計	4	3.3
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）			
	収支計画の妥当性	10	7.2
	小 計	10	7.2
6 指定管理料に関する項目（2）			
	上限額 - 提案額 × 配点	10	0.0
	上限額 - 下限額		
	小 計	10	0.0
現指定期間の実績に基づく加減点			1.7
合 計		100	69.9